

令和6年度

豊島区 認可保育施設

入園・転園・延長保育利用のしおり



令和6年 4月 入園申込み受付期間

	申込み開始日	申込み締切日	内定連絡日
第1次選考	令和5年 10月2日(月)	令和5年 11月24日(金)	令和6年 2月1日(木) 18:00まで 令和6年 2月2日(金) 18:00まで
第2次選考		令和6年 2月13日(火)	令和6年 2月28日(水)

▶令和6年5月以降の申込み受付期間はP7をご参照ください。

このしおりには、保育園の入園申込み手続きや、必要な書類について記載しています。
入園を希望される方は、よくお読みになってお申込みください。
入園後も大切に保管をお願いします。

保育園の申込み・問い合わせ先

豊島区 子ども家庭部 保育課 入園グループ

電話 03-3981-2140 (直通)
03-3981-1111 (代表)

8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

●窓口受付は17時まで

〒171-8422
東京都豊島区南池袋2-45-1 4階



豊島区保育課ホームページ

目次

入園手続きに関する便利なツールについて	P 3
申込みの流れ	P 4

第1章

保育施設とは P 5

1. 豊島区内にある保育施設の種類	P 5
2. 令和6年度のクラス年齢表	P 6
3. 認可保育園の運営にかかる経費と保育料	P 6

第2章

申込み P 7

1 申込み受付期間・申込み方法 P 7

1. 令和6年4月入園申込み受付期間	P 7
2. 令和6年度入園申込み受付期間	P 7
3. 申込み方法	P 8

2 入園の申込み P 9

1. 申込みから利用までの流れ	P 9
2. 保育の必要性の認定	P 10
3. 保育を必要とする事由について	P 11
4. 保育を必要とする事由に関する注意事項	P 12
5. 保育時間	P 13
6. 延長保育について（区立・公設民営）	P 15
7. よくあるご質問	P 16

3 入園申込みに必要な書類 P 17

1. 提出する書類の一覧	P 17
2. 提出する書類の詳細	P 17
3. 注意事項（育児休業中の方、出生前の申込み、集団保育で配慮が必要なお子さん）	P 22
4. 入所予約制度について	P 25

4 転園の申込み P 27

1. 転園の申込みについて	P 27
---------------	------

5 区外からの申込み・区外への申込み P 29

1. 区外からの申込み	P 29
2. 区外への申込み	P 30

- 1. 選考方法 P 3 1
- 2. 指数表 P 3 1
- 3. よくあるご質問 P 3 5

- 1. 保育施設申込み後の流れ P 3 7
- 2. 内定辞退について P 3 7
- 3. 内定取消や想定外の退園に関する重要事項確認～必ずお読みください～ P 3 8

- 1. 家庭状況等に変更があった場合 P 3 9
- 2. 育児休業を取得する際の、在園中の上のお子さんについて P 4 1
- 3. 現況届（在園要件の確認）について P 4 2
- 4. 保育の停止について P 4 2
- 5. 退園・転出について P 4 3
- 6. よくあるご質問 P 4 4

- 1. 基本保育料について P 4 5
- 2. 多子軽減について P 4 9
- 3. 保育料の減免について P 5 0

- 1. 認定こども園 P 5 1
- 2. 待機児童対策事業 P 5 3
- 3. 東京都認証保育所 P 5 5
- 4. 企業主導型保育事業 P 5 6
- 5. 一時保育（一時預かり事業） P 5 7
- 6. 休日保育 P 5 9
- 7. ファミリー・サポート・センター P 5 9
- 8. 短期特例保育 P 6 0
- 9. 訪問型病児保育利用料助成制度 P 6 1
- 10. 病児・病後児保育 P 6 2

入園手続きに関する便利なツールについて

◆毎月、締切日間際は窓口が混雑しますので、是非ご活用ください。

1. 入園の流れ

簡単な質問にお答えいただくことで、必要な手続きや書類がわかります

① <入園手続きガイド>

▶ 豊島区ホームページ> 子育て・教育・若者> 保育> 保育園の入園に関すること：保育園への入園について> 申込みから入園までの流れ> 入園までの流れ：申込みに必要な書類> **入園手続きガイド**

▶ **入園手続きガイド** <https://ttzk.graffer.jp/ward-toshima>



② <入園申込み説明動画>

▶ 豊島区ホームページ> 子育て・教育・若者> 保育> 保育園の入園に関すること：保育園への入園について> 申込みから入園までの流れ> 入園までの流れ：申込みに必要な書類> **動画集～認可保育園の申込みが初めての方へ～**

▶ **動画集～認可保育園の申込みが初めての方へ～**



YouTube「豊島区 保育園」



- ◆ 申込方法や必要書類の書き方
- ◆ 入園申請書記入説明動画
- ◆ よくある質問等

③ <欠員状況>

毎月初旬に更新

▶ 豊島区ホームページ> 子育て・教育・若者> 保育> 保育園の入園に関すること> **欠員状況・入所基準指数**

<https://www.city.toshima.lg.jp/kosodate/kosodate/1809211404.html>



2. 手続き

<電子申請>

スマートフォンやパソコンから
申請できます



▶ 豊島区ホームページ> 子育て・教育・若者> 保育> **電子申請について**
<https://www.city.toshima.lg.jp/260/kosodate/kosodate/hoikuen/2202011612.html>

- ◇ 入園・転園・延長保育の申込み
- ◇ 希望園の変更
- ◇ 申込みの取下げ・内定辞退
- ◇ 追加の提出書類
- ◇ 退園手続きなど



<様式集>

豊島区ホームページから
必要書類をダウンロードできます。



▶ 豊島区ホームページ> 子育て・教育・若者> 保育> **様式集**
<https://www.city.toshima.lg.jp/260/1809211510.html>

- 1) 入園申込み関係書類
- 2) 区立園・公設民営園の月極延長保育関係書類
- 3) 転園申込み関係書類
- 4) 申込みの取下げ・内定辞退関係書類
- 5) 在園・利用中止関係書類
- 6) 保育園入所の申込みに関する証明・保育料支払証明関係書類

申込みの流れ



(1) 入園・転園・延長保育利用のしおり（本冊子）をよく読みましょう

(2) 申込み受付期間を確認しましょう P 7 へ

入園を希望する月ごとに受付期間が異なります。受付期間を確認しましょう。

(3) 希望する保育施設を選びましょう P 5 へ

認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育園枠 ※1）の中から**最大9施設まで**希望することができます。施設の中には0歳児保育を行っていない施設や年齢上限のある施設、延長保育を行っていない施設などがあります。

※1 認定こども園（保育園枠）は、4月入園の3歳児クラスのみ豊島区保育課にて申込み受付を行っております。

◇施設見学に行ってみましょう ※ 見学の有無は利用調整（選考）には影響いたしません。

認可保育施設では見学や育児相談、ふれあい体験保育ができます（状況により対応できない場合がございます）。

見学や体験保育をご希望の方は、事前に各施設にご相談ください（連絡先はP 6 4～6 9参照）。

<認可保育施設の見学および体験保育>

	見学	体験保育	昼食
区立（公設民営含む）	○	○	△
私立	○	△	△
地域型保育事業	○	△	×
居宅訪問型保育事業 （待機児童対策事業のみ）	×	○	×

※ △については園により異なります。各園にお問い合わせ下さい。

※ 昼食体験のある区立保育園では昼食（有料：300円）の体験もできます。

（離乳食については体験希望施設にご相談ください）

※ 地域型保育事業では昼食の体験は実施していません。

(4) 必要書類を準備しましょう P 17 へ

ご自身で記入するものと、就労先など第三者に記入してもらうものがあります。本冊子P 17～26を読んで、ご自身の必要書類を確認し、早めに準備しましょう（有効期限のある書類にご注意ください）。

入園手続きに関する便利なツール（前ページ参照）もぜひご活用ください。

※ 締切日までに提出された書類をもとに、認定・利用調整（選考）を行います。不足書類がある場合、申込みを受理できない場合があります。

(5) 受付期間内に必要書類を提出しましょう P 8 へ

受付は保育課窓口での受付のほか、電子申請や郵送でも承ります。ただし、FAXやメールでの申請はできません。

保育施設の利用申込み書類の有効期限は、受付日の時点で申込み可能な月から数えて**6か月間**です。

この期間中は欠員が生じた月ごとに利用調整（選考）を行います。有効期限が切れた場合、改めて入園申込みが必要です。有効期限が切れても通知はいたしませんのでご注意ください。

第1章 保育施設とは

1. 豊島区内にある保育施設の種類の種類

認可保育施設は就労や疾病等の事情により、保護者がお子さんを保育できない期間に限って、保育する施設です。幼児教育のためや集団生活に慣れさせるため等の理由では利用の対象となりません。利用の際には入園の申込みに加えて、「教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）」（P 10参照）が必要となります。

種類	施設名称	対象クラス年齢	参照ページ	お申込み先
認可保育施設	★認可保育所 ★区立（公設公営）・公設民営 公設公営：区が設置し区が運営する施設 公設民営：区が設置し民間事業者が運営する施設 ★私立（民設民営） 民設民営：民間事業者が設置・運営する施設 （区立・私立：定員20人～）	0～5歳児 （年齢制限がある園があります）	保育時間：P 13 園一覧：P 64～67	豊島区 保育課 入園グループ
	★認定こども園（保育園枠） 幼稚園と保育園の機能をあわせもつ施設 （令和6年4月時点で、豊島区内では要町幼稚園の1園のみです）	3～5歳児	保育時間：P 51 園一覧：P 69	
	★小規模保育事業 認可保育所に比べ小規模な環境で保育を実施する事業（定員6～19人） ★家庭的保育事業 家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する事業（定員1～5人） ★居宅訪問型保育事業 障害・疾病など個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で1対1の保育をおこなう事業（待機児童対策事業としての居宅訪問型保育事業についてはP 54参照）	0～2歳児	保育時間：P 14 園一覧：P 68～69	
認可外保育施設	区独自事業 ☆千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所） 待機児童対策施設として豊島区が独自に整備する認可外保育施設。	1～3歳児	P 53	各施設に 直接お申込み ください
	都独自事業 ☆東京都認証保育所 東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設。		P 55	
	国事業 ☆企業主導型保育事業 企業が主に従業員の子どもを保育を対象として実施している保育施設。地域住民のための地域枠を任意で設けている場合もあります。	各施設ごとに 設定	P 56	
	その他 ☆その他の認可外保育施設 民間事業者や個人が設置・運営をしている保育施設。ベビーホテルなど。			

★認可保育施設とは…国の基準（設備・職員数・防災管理等）をもとに豊島区の条例等で定めた基準を満たした保育施設（事業）で、豊島区長が認可した保育施設（事業）です。認可保育所・地域型保育事業は、申込み方法や保育料の決め方に違いはありません。認定こども園については、P 51をご覧ください。

2. 令和6年度のクラス年齢表

★令和6年（2024年）4月1日時点での年齢が基準となり、クラスが決まります。

（例）令和5年（2023年）7月7日生まれのお子様は、1歳の誕生日を迎えても令和6年度内（2024年4月～2025年3月）は0歳児クラスです。

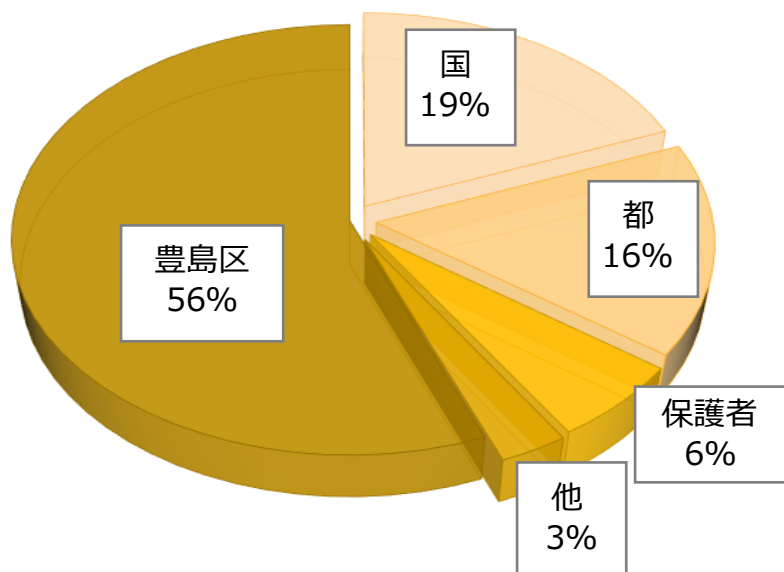
クラス	児童生年月日	
5歳児	平成30年4月2日 (2018年)	平成31年4月1日 (2019年)
4歳児	平成31年4月2日 (2019年)	令和2年4月1日 (2020年)
3歳児	令和2年4月2日 (2020年)	令和3年4月1日 (2021年)
2歳児	令和3年4月2日 (2021年)	令和4年4月1日 (2022年)
1歳児	令和4年4月2日 (2022年)	令和5年4月1日 (2023年)
0歳児	令和5年4月2日以降～ (2023年)	

3. 認可保育園の運営にかかる経費と保育料

保育園の運営経費は、保護者の皆さまに負担していただく保育料と国・都・区が負担する費用でまかなわれています。

年間の運営費約164億円のうち、保育料収入は約9億円です。他の収入は、ほとんどが税負担となっています。このため、下図のように、認可保育園の運営経費に占める区の負担割合は極めて大きくなっています。（数値はすべて令和4年度決算によるもので、人件費を含みます。）

＜認可保育園運営経費の負担割合＞



◇左図のとおり、運営費には多くの税金が投入されています。

◇令和4年度（令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化開始）の保育料収入は、保育園運営に必要な経費の6%程度となっています。

第2章 申込み

1 申込み受付期間・申込み方法

1. 令和6年4月入園申込み受付期間

	申込み開始日	申込み締切日	内定連絡日
第1次選考	令和5年10月2日(月)	令和5年11月24日(金)	令和6年2月1日(木) 18:00まで 令和6年2月2日(金) 18:00まで
第2次選考		令和6年2月13日(火)	令和6年2月28日(水)

- ・「申込み締切日時点の書類不備、郵送遅延、宛先の誤り等で保育課に到着しない場合」、「指数合計が0点以下になる場合」、「【求職活動】の事由の場合」は第2次選考になります（第1次選考対象外。但し【求職活動】でもひとり親、生活保護受給者、特別な配慮が必要な場合等については第1次選考対象）。
- ・第2次選考は第1次選考後に欠員がある場合に行います。欠員数は令和6年2月2日(金)夕方頃に豊島区ホームページで公表予定です。
- ・第2次選考後、第1次・第2次選考で内定保留となった方には「保留通知書」を送付します（最初の入園希望月の1回のみ）。併せて欠員のある園のご案内を郵送で行う予定です。
- ・区外から申込みの方はさらに制限があるためP29, 30をご覧ください。出生前の申込みについてはP22をご覧ください。
- ・申込み受付期間内において、受付（相談含む）の事前予約が可能です。詳しくは豊島区ホームページをご確認ください。
- ・土曜窓口を実施いたします（令和5年10月28日予定）。事前に予約が必要です。豊島区ホームページをご確認ください。


2. 令和6年度入園申込み受付期間

	入園希望月	申込み締切日	内定連絡日
令和6年	5月	令和6年4月4日(木)	令和6年4月15日(月)
	6月	令和6年5月7日(火)	令和6年5月16日(木)
	7月	令和6年6月7日(金)	令和6年6月18日(火)
	8月	令和6年7月4日(木)	令和6年7月16日(火)
	9月	令和6年8月5日(月)	令和6年8月15日(木)
	10月	令和6年9月4日(水)	令和6年9月13日(金)
	11月	令和6年10月7日(月)	令和6年10月17日(木)
	12月	令和6年11月6日(水)	令和6年11月15日(金)
令和7年	1月	令和6年11月22日(金)	令和6年12月13日(金)
	2月	令和6年11月22日(金)	令和7年1月10日(金)
	3月	実施しません	
	4月	令和6年11月22日(金)	令和7年度のしおりに掲載します

- ※ 千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）・居宅訪問型保育事業・集団保育で配慮が必要なお子さんの内定連絡は、認可保育施設の内定連絡日以降になる場合があります。
- ※ 内定連絡日に内定者のみ、園または保育課より電話連絡があります。内定保留の方には後日「保留通知書」を送付します（最初の入園希望月の1回のみ）。

3. 申込み方法

- ・認可保育施設（認可保育所・地域型保育事業）の申込みと同時に、待機児童対策事業（千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）・居宅訪問型保育事業）の申込みが可能です。
- ・FAX・メールでは受付できません。
- ・不足書類について、申込み締切日後の提出はできません。申込み締切日に間に合うようにご準備ください。

電子申請	<p>下記のURLからお手続きください。 【電子申請URL】 https://www.city.toshima.lg.jp/260/kosodate/kosodate/hoikuen/2202011612.html</p>  <p>▶ 豊島区ホームページ> 子育て・教育・若者> 保育> 電子申請について</p> <p>※ 電子申請が完了すると自動応答の申請到達メールが送信されます。申請内容に不備がある場合、別途入園グループより保護者の方へご連絡することがございますのでご了承ください。</p> <p>※ 添付書類はPDFファイルでご提出ください（複数のPDFファイルを添付される場合はZIP圧縮ファイルをご利用ください）。PDFファイル以外のデータ（Word、Excel、JPG等）や内容が不鮮明なデータは改めてご提出いただくこととなりますので、ご注意ください。</p>
郵送申請	<p>下記の送付先に<u>申込み締切日必着</u>でお送りください。</p> <p>【送付先】 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所 子ども家庭部 保育課 入園グループ宛</p> <p>※ <u>簡易書留やレターパック等、追跡可能な郵便で送付してください</u>。保育課入園グループへの到着をもって受付日の取扱いとなりますのでご注意ください。消印有効ではありません。追跡可能郵便を利用されなかった場合の未着や、到着確認のお問い合わせ対応はいたしかねます。また、注意事項をご確認いただくため、「申込みチェックシート・提出書類チェックシート」（P18（4）参照）は必ず同封してください。</p>
窓口申請	<p>【受付場所】 豊島区役所4階 東9番窓口 保育課入園グループ</p> <p>【受付時間】 平日 8時30分から17時まで</p> <p>※ 申込み締切間際は窓口が大変混み合うため、長時間お待ちいただく場合があります。<u>必要書類は記入のうえ、時間に余裕をもってお越しください</u>。</p>

- ※ 申込み児童の兄弟姉妹に未払いの保育料がある方は、必ず支払いを済ませてください。申込み時にお支払いのお約束をしていただきます。分納のお約束をしていても、申込み締切日時点で未払いの保育料があるときは、利用調整（選考）で不利になります。
- ※ 新規開設が予定されている園について、工事の遅れ等の理由により予定どおり開園されないことがありますので、希望園の候補とする場合には、開設時期や受入内容が変更となった場合を十分ご考慮ください。また、申込みの際に『保育園入園に関する確認書』のご提出が必要となります（P21参照）。

◇申込み書類の有効期限について

保育施設の利用申込み書類の有効期限は、受付日の時点で申込み可能な月から数えて**6か月間**です。この間は欠員が生じた月ごとに利用調整（選考）を行います。有効期限が切れた場合、改めて申込みが必要です。有効期限が切れても通知はいたしませんのでご注意ください。

◇希望施設の変更について

希望施設を変更したい場合は、各月の申込み締切日までに『希望施設変更届』を保育課入園グループまでご提出ください（郵送の場合、申込み締切日必着となります）。

2 入園の申込み

1. 申込みから利用までの流れ

準備	<ul style="list-style-type: none"> 「令和6年度 豊島区認可保育施設入園・転園・延長保育利用のしおり」は、保育課窓口、各認可保育施設、東西区民事務所、東西子ども家庭支援センター、池袋保健所、児童相談所、長崎健康相談所で配布するほか、区ホームページでもダウンロードできます。
申込み	<ul style="list-style-type: none"> 受付は豊島区保育課窓口のほか、電子申請や郵送でも承ります。申込み受付期間はP 7、申込み方法はP 8をご覧ください。 郵送による申込みの場合は、申込み書類を保育課入園グループ宛に簡易書留やレターパック等、追跡可能な郵便で受付期間内に必着で送付してください。
区で確認・認定	<ul style="list-style-type: none"> 申込み書類に基づき、保育の必要性の認定を行います。 申込み書類に不足や不備がある場合、区から確認の連絡をいたします。申込み締切日までに追加提出・訂正等がない場合は、申込みを受理できないことがあります。
利用調整（選考）	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育施設に該当クラスの欠員（空き枠）がない場合は欠員が出るまでお待ちいただきます。 入園希望数が欠員数を上回る場合は保育の必要性（選考基準P 3 1～3 5参照）の高い世帯から順に入園を内定します。
内定連絡	<ul style="list-style-type: none"> 入園が内定した方には園または保育課から電話等でご連絡します。 利用申込みから入園月の月末までに保育の必要性の事由等に変更があると、入園内定の取消しまたは退園となることがあります。 「支給認定証」を入園グループから交付します。 ※ 過去に支給認定証が発行されていた場合、交付されないことがあります。
各内定園で 面接・健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 各内定園で面接・健康診断を行います。 入園時に必要となる持ち物について、各園から連絡があります。 この面接・健康診断を入園月の前月末までに受けられない場合や集団保育に適さないと判断された場合は入園内定が取消しとなります。
入園	<ul style="list-style-type: none"> 各月1日からの入園となります。月途中の入園はできません。 お子さんが保育園での生活に無理なく慣れるよう、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「慣れ保育」があります。慣れ保育の期間は個人差があります。 入園グループから「事業所入所承諾書」等を送付し、保育料等をお知らせします。

◇申込みの取下げについて（必ずご連絡ください）

- 入園の申込み後、申込みが不要になった際は申込み締切日までに速やかに入園グループに連絡し、『**保育園入園・転園・延長保育申込取下願**』を提出してください。郵送や電子申請でも承ります。
- 各月の申込み締切日翌日以降に取下げをした場合**、取下げした選考月から1年間、入園選考における調整指数・同一指数の場合の優先順位で**不利になります**。また取下げ後の申込みは、必要書類一式を再度ご用意いただきます。
- ただし、4月第1次選考に限り2月入園の内定連絡日（令和6年1月12日（金））までに取下げをした場合、入園選考における調整指数・同一指数の場合の優先順位で不利になりません。

2. 保育の必要性の認定

(1) 教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）とは

- ・保育所などでの保育を希望するためには保育を必要とする事由（P 1 1 参照）に該当することが必要です。
 - ・保育所の利用申込みと同時に「教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）」（2号・3号）の申請が必要です。認定申請には『教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設等入所申込書』の提出が必要となり、認定の区分によって利用できる施設・事業が異なります。
 - ・「教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）」の審査後、「支給認定証」を交付します。
- ※ 「支給認定証」は各種手続きに必要な場合があるので大切に保管してください。
- ※ 入所申込み後に保育を必要とする事由に変更が生じた場合、状況に応じた必要書類を提出してください。書類の提出があった翌月 1 日から、新たな認定事由を記載した支給認定証を交付します。遡って認定することはできません。
- ※ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、認定が取消しになり、通園中の認可保育施設は退園となります。

(2) 認定の区分について

認定区分	児童の年齢	対象の家庭	利用できる施設・事業
3号（保育認定）	0歳～2歳	保育を必要とする世帯	認可保育所・地域型保育事業 ・認定こども園 ※ 豊島区内の認定こども園は1・2号認定のお子さんのみ利用可能です。
2号（保育認定）	3歳～就学前	保育を必要とする世帯	認可保育所・認定こども園 ※ 年度途中で3歳になっても、当該年度中は地域型保育事業を利用可能です。
1号（教育標準時間認定）	3歳～就学前	教育を希望する世帯	幼稚園（区立・私立）・認定こども園

(3) 教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）における注意事項

- ・保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退園となります（P 4 3 参照）。
- ・保護者の方の状況が変わった場合、認定事由の変更に伴って、在園可能期間や保育の必要量も変更になります。
- ・【求職活動】は、在園可能な期間が最大3か月間です。期間内に就労を開始し、最低就労基準以上の就労証明書を提出すれば、提出の翌月1日より認定事由を【就労】に変更します。
- ・育児休業後や出産期間後に復職される場合は【就労】として認定します。
- ・現在【育児休業】中で、復職をするにあたってお子さんを保育所に預けたい方はP 2 2をご覧ください。

3. 保育を必要とする事由について

「教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）」を受けるためには、保護者全員が下表のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。※詳細は保育所入所基準指数表（P 3 1 参照）をご確認ください。

2章

申込み

2. 入園の申込み

保育を必要とする事由		保育の必要量		認定期間
就労	<p><最低就労基準の条件(令和6年度基準)></p> <p>①月12日以上</p> <p>②月48時間以上</p> <p>上記の条件の両方を満たせないと、就労のために保育が必要とは認められず、【求職活動】扱いとなります。</p> <p>入園月の翌月1日までに育児休業から復職する場合は就労となります。</p>	就労時間が 120時間以上	標準時間	就労している期間 (最長小学校入学前まで)
		就労時間が 120時間未満 (注1)	短時間	
妊娠・出産	保護者が出産予定月を挟み前後2か月のとき(注2)	標準時間		出産予定月およびその前後2か月の計5か月間
疾病・障害	保護者が疾病や負傷、または心身に障害があるために保育が困難なとき	短時間		事由の必要期間
介護・看護	保護者が病気や障害のある同居の親族を常時介護・看護しているとき	標準時間	短時間	事由の必要期間
就学	保護者が学校教育法に規定する学校や、職業能力開発促進法に規定される職業訓練学校に通っているとき	標準時間	短時間	在学期間中
求職活動	保護者が求職活動中のとき(起業準備を含む)	短時間		入園日から3か月以内
災害復旧	保護者が災害の復旧にあたっているとき	標準時間		事由の必要期間
育児休業	兄弟がすでに認可保育施設等の保育施設を利用中で、保護者が下の子の育児休業を取得した際に、兄弟が引き続きその保育施設の利用を必要とするとき(注3)	短時間		下の子の育児休業取得期間 詳細：P 4 1 参照
その他	虐待・DVなど、明らかに家庭での保育が困難であると豊島区長が認めるとき	標準時間		事由の必要期間

(注1) 就労時間が120時間未満であっても勤務時間や通勤時間によっては標準時間認定となる場合もあります。

(注2) 多胎児妊娠の場合は産前の認定期間が異なります。該当される場合は入園グループまでご相談ください。

(注3) 在園している上のお子さんを対象とした育児休業は取得できません。

4. 保育を必要とする事由に関する注意事項

保育を必要とする事由	注意事項
就労事由で入園した方	<ul style="list-style-type: none"> • 保育を必要とする事由が【就労】の場合、各保護者が最低就労基準（P 1 1 参照）以上で就労することが必要です（有給休暇ではない欠勤は就労日数に含めることはできません）。 • 年間を通して、最低就労基準を満たさない月がある場合、保育園の継続通園ができない（判明した月末で退園となる）ことがあります。 • 入園申込み時と比較して入園後に就労日数・時間等が下回った場合、継続通園ができなくなることがあります。就労条件の変更、転職をされる場合はお早めに届出をお願いいたします。
出産事由で入園した方	<ul style="list-style-type: none"> • 出産事由での在園可能期間は、出産予定月およびその前後 2 か月の計 5 か月間です（ただし、出産日が後ろ倒しになった場合は出産月から後ろ 2 か月まで出産事由で在園可能です）。 • 出産事由から、求職活動・育児休業などの事由に変更して継続通園することも可能です。継続通園をご希望の場合は、在園期間満了前に入園グループにご相談ください。
求職活動事由で入園した方	<ul style="list-style-type: none"> • 求職活動事由での在園可能期間は3 か月間です。入園後 3 か月以内に就労を開始し、『子どものための教育・保育給付認定・変更申請書』と『就労証明書』を提出してください。 • 提出できない場合は、期間満了日をもって退園となります。なお、就労を開始しても、最低就労基準（P 1 1 参照）を下回る場合、継続通園できなくなることがあります。
育児休業取得中に申込みをして入園した方	<ul style="list-style-type: none"> • 入園月の翌月 1 日までに、育児休業取得中の職場に復帰していただくことが必要です。 • 『復職証明書』を復職後 2 週間以内に提出してください。申込み時の勤務先で、育児休業から復職していることを確認する必要があります。 • 育児休業取得中の職場に育児休業前と同条件で上記期限までに復帰されないと、利用調整（選考）の指数が変わり、内定取消または月末で退園となる場合があります。 • 入園後 1 か月以内に勤務条件の変更、または転職・退職されていた場合には、利用調整（選考）時の指数と異なる状況であるため、入園決定後であっても、月末で退園となる場合があります（時短勤務（育児短時間勤務）を取得する場合は問題ありません）。 <div style="border: 2px dashed pink; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和 6 年 4 月入園の場合、復職日が令和 6 年 5 月 1 日までの復職証明書が必要です。復職証明書の復職日に令和 6 年 5 月 1 日と記載があれば、祝日等の影響で実際の勤務開始日が 5 月 6 日等でも問題ありません。</p> <p>復職証明書の復職日が入園月の翌月 2 日以降の場合、判明した時点の月末で原則退園となります。</p> </div>
上記事由以外	<p>「保育を必要とする事由」により、在園可能期間等は異なります。</p> <p>※ 詳細は入園グループへお問い合わせください。</p>



5. 保育時間

(1) 保育時間について（認可保育所・地域型保育事業共通）

- ・保育の必要量の認定区分によって、保育園を利用できる時間が異なります。

【保育の必要量】 標準時間認定：7時15分～18時15分までの間（最大11時間）

短時間認定：9時～17時までの間（最大8時間）

- ・標準時間認定の場合最大11時間、短時間認定の場合最大8時間の範囲内で当該保育施設長が実際の保育時間を決定します。
- ・認定事由が【就労】の場合、通勤時間等を考慮し、当該保育施設長が実際の送り迎えの時間を決定します。そのため保育施設から就労証明書等の提出を求める場合があります。提出書類の内容次第では、保育時間についてご希望に添えない場合があります。
- ・入園後、お子さんが保育園での生活に無理なく慣れるよう、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「慣れ保育」があります。慣れ保育の期間は個人差があります。

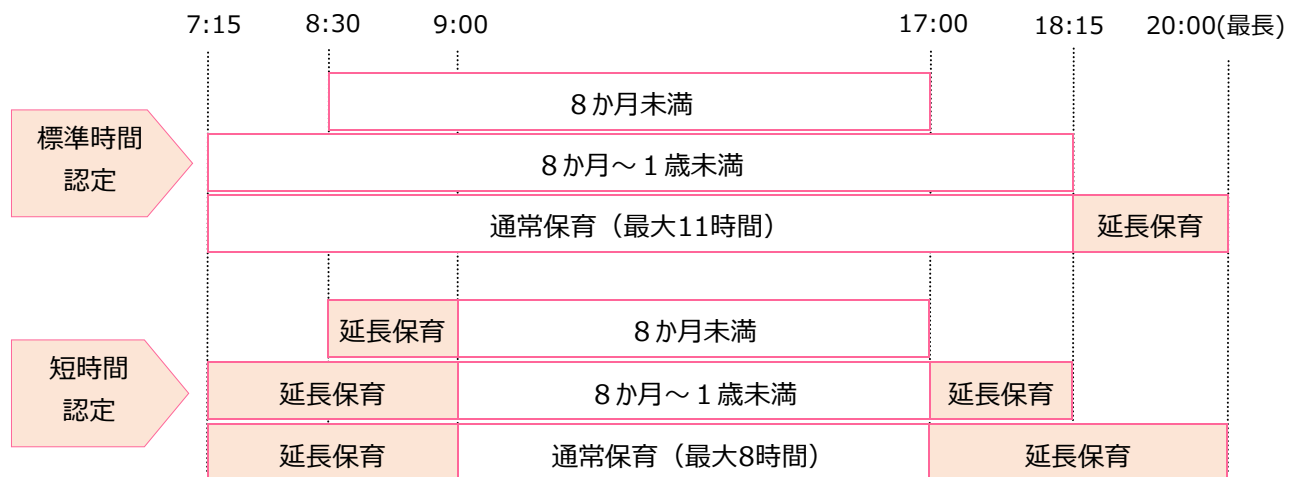
≪休園日≫ 日曜日・祝日と年末年始（12月29日～1月3日）

※ 地域型保育事業については、土曜日が休園日の施設があります（P68～69参照）。

※ 日曜日・祝日に保育の利用をご希望される方はP59をご覧ください。

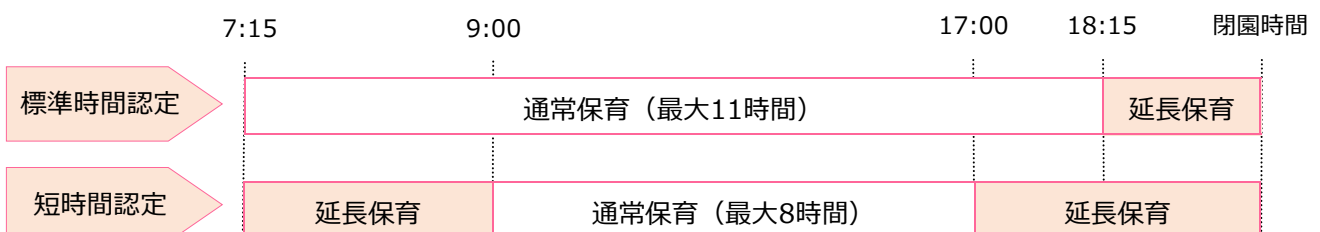
(2) 認可保育所（区立・公設民営）の保育時間

- ・生後8か月に満たないお子さんは8時30分から17時までの範囲内、満8か月からは通常保育時間の範囲内での保育となります。18時15分以降の延長保育は、1歳の誕生日から利用できます。
- ・延長保育のスポット利用は平日19時15分以降、および土曜日18時15分以降はできません。
- ・各園の18時15分以降の延長保育時間については、P64の保育施設一覧を参照してください。



(3) 認可保育所（私立）の保育時間

- ・0歳児の保育時間と延長保育時間の取扱いは、園により異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。
- ・各園の延長保育時間については、P65～67の保育施設一覧を参照してください。



(4) 地域型保育事業の保育時間

- 各施設の基本保育時間については、P 6 8～6 9の保育施設一覧を参照してください。
- 延長保育の利用定員や延長保育料は各園で異なります。利用を希望する各施設・事業者者に直接お問い合わせください。
- 土曜保育を実施していない園があります。詳しくはP 6 8～6 9の保育施設一覧を参照してください。

①基本保育時間が11時間の施設

標準時間認定：通常保育時間は、基本保育時間（11時間）の間です。通常保育時間外は、延長保育時間です。

短時間認定：通常保育時間は施設によって異なり、最大8時間です。通常保育時間外は、延長保育時間です。

	開園時間	8:00	8:30	9:00	16:00	16:30	17:00	閉園時間
標準時間認定	開園時間～開園時間から11時間後							延長保育
下記以外の基本保育時間	延長保育		9:00～17:00				延長保育	
対象施設A(下記参照)	延長保育	8:00～16:00				延長保育		
対象施設B(下記参照)	延長保育	8:30～16:30				延長保育		
居宅訪問型保育事業	7:15～16:15のうち8時間					延長保育		

※ 居宅訪問型保育事業は短時間認定の場合、開園時間に関わらず、通常保育時間外は延長料金が発生いたします。

対象施設A…ソラーナ目白

対象施設B…南大塚早樹保育園・東池袋早樹保育園・子ごころ園 西池袋・ドリームキッズかみいけ保育園・ドリームキッズにし池袋保育園・やまのみ池袋保育園

②基本保育時間が11時間未満の施設

北大塚すくすくルーム・長崎すくすくナーサリー・高田チャイルドルーム・要町ひよこ保育室・障害児訪問保育アニー

標準時間認定：通常保育時間は11時間ですが、施設の開所時間の関係で、基本保育時間は9.5時間～10時間です。この場合、延長保育はありません。

短時間認定：通常保育時間は施設によって異なり、最大8時間です。通常保育時間外は延長保育時間です。

	開園時間	9:00	17:00	18:00
標準時間認定	通常保育（最大11時間）			
	基本保育時間（9.5時間から10時間）			
短時間認定	延長保育	通常保育（最大8時間）		延長保育
障害児訪問保育アニー	通常保育（うち最大8時間）※延長保育はございません			

6. 延長保育について（区立・公設民営）

◆私立園・地域型保育施設での延長保育利用をご希望の方

利用希望園に事前にご確認のうえ、直接お申込みください。料金や定員は、各施設で異なります。
また、施設によっては延長定員に空きがないこともあります。

（１）延長保育(月極)の利用について

- 延長保育は定員制のため、希望しても空きがなく、利用できない場合があります。
- 延長保育を20時まで実施している区立・公設民営保育所の場合、19時15分までの定員と20時までの定員でそれぞれ利用調整（選考）します。19時15分までの延長保育を利用中の方が20時までの延長保育を希望する場合も、申込みが必要です。
- 基本保育料とは別に延長保育料がかかります（以下参照）。延長保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象ではありません。
- 短時間認定の方、育児休業・求職活動中の方は利用できません。
- 延長を辞退される際は、延長保育を辞退する前月の最終営業日までに『延長保育辞退届』をご提出ください。提出が遅れた場合には、延長保育を利用していなくても、届出があった日の属する月まで延長保育料がかかります。

（２）延長保育のスポット利用について

- 月極の申込みをしない場合でも、1日単位（スポット）での利用ができます。
- 区立・公設民営保育所では、19時15分以降、および土曜日の18時15分以降のスポットは利用できません。
- 原則、育児休業・求職活動中の方は利用できません。

（３）申込み方法など

		月極	スポット
利用対象		標準時間認定の方（短時間認定の方、育児休業・求職活動中の方は利用不可） 1歳の誕生日から利用可能です。	標準時間認定・短時間認定どちらの方もご利用いただけます。（原則、育児休業・求職活動中の方は利用不可）
申込み方法	提出先	保育課 入園グループ	
	必要書類	各保育施設にお問い合わせください。	
保育料	料金	月額4,000円(1名あたり) ※ A・B階層の方は免除となります。申込み書類の記入欄に記入ください。	400円(1名1日あたり)
	支払方法	基本保育料と同様に、口座振替でお支払いください。	毎月、園にお支払いください。

※ 保育時間についてはP13をご覧ください。

※ 区立園・公設民営園の延長保育の申込み後、申込みが不要になった際は申込み締切日までに速やかに入園グループに連絡し、『保育園入園・転園・延長保育申込取下願』を提出してください。郵送や電子申請でも承ります。

7. よくあるご質問

Q1. 保育施設の入園について、申込み前に、事前の相談はできますか？

- A. 電話と窓口にてお受けします。電話の場合は、表紙記載の保育課入園グループの直通番号までおかけください。ご相談内容によっては回答にお時間をいただく場合もあります。窓口には保育コンシェルジュが常在しています。本庁舎4階保育課の窓口に直接お越しください。ご来庁予定日の1週間前から前日までは事前予約が可能です。時期によっては混雑が予想されるため、事前予約をご活用ください。

▶ 豊島区ホームページ>リアルタイム窓口情報>事前予約



Q2. 認可保育施設の入園申込みのためには、どういう書類を準備すればいいですか？

- A. 保育を必要とする事由によって、必要な書類が変わります。詳しくはP17～21をご覧ください。
なお、必要書類の用紙は、豊島区ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

Q3. 申込みをした後、希望園を変更することはできますか？

- A. 希望園を反映させたい月の入園申込み締切日までに、『希望施設変更届』をご提出いただければ変更可能です。

Q4. 希望園の順番によって、優先順位は変わりますか？1園のみの希望は有利になりますか？

- A. 豊島区の利用調整（選考）は、希望保育施設ごとに行うため、希望園の順番による有利・不利はありません。また、「1園のみの希望の方が有利」、「希望園の多い方が優先度が高い」ということもありません。入園後の送迎を考慮し、通える範囲で、通いたい順番にご記入ください。

Q5. 必要書類が締切までに間に合いません。後日、提出できますか？

- A. 申込み締切日時時点で提出されている書類を基に、指数を決定し利用調整（選考）を行います。申込み締切日時時点で不足書類がある場合、本来の指数より低く決定されるなど、選考上不利になる場合があります。

Q6. 一度入園申込みをして入園できず保留になった後は、毎月申込みが必要ですか？

- A. 申込書の有効期間は、受付日の時点で申込み可能な月から数えて**6か月間**となります。最初の希望月で入園できなかった場合のみ保留通知書を送付いたします。保留通知書には申込書の有効期間が記載されており、その期間中は提出された申込み書類で利用調整（選考）を行い、入園内定が出た場合に電話にて連絡いたします。有効期間が過ぎた場合は、お手数ですが再度申込み書類の提出が必要です。有効期限が切れても通知はいたしませんのでご注意ください。

Q7. 保育園の申込みをしたが保留となってしまいました。 すぐに預けなければならないのですが、どうすればいいのでしょうか？

- A. 待機児童対策事業や、その他施設に直接申し込む保育サービスをご利用ください。
詳しくはP51～62「その他の保育事業」をご覧ください。

Q8. 区外からの申込みはできますか？

- A. 区外からもお住まいの自治体を通じて申込みが可能です。区外からの申込みについては、転入予定の有無により必要書類が異なります。詳しくはP29, 30をご覧ください。

3 入園申込みに必要な書類

1. 提出する書類の一覧

- ・『 』に下線が引いてある書類は、豊島区様式でご提出ください。
- (1) 保育を必要とする状況を証明する書類（一部豊島区様式あり）
- (2) 『教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設等入所申込書』
- (3) 『家庭の状況』
- (4) 『申込みチェックシート・提出書類チェックシート』
- (5) マイナンバーを確認できる書類
- (6) 世帯の状況により必要な書類（該当者のみ、一部豊島区様式あり）

豊島区様式書類一覧



2. 提出する書類の詳細

(1) 保育を必要とする状況を証明する書類

- ・ 父母両方の書類が必要です。また、事実婚の方でも必要となります。
- ・ 下記書類のいずれも提出がない場合、求職活動の指数を準用します。
- ・ 入園内定後、施設との面談の際に、「保育を必要とする状況を証明する書類」の提出を求められる場合があります。
「保育を必要とする状況を証明する書類」は、申請前にコピーをお取りください。
- ・ 申請時と状況が変わった場合、該当する書類を毎月締切日までにご提出してください。その月から指数に反映します。

保育を必要とする事由		必要書類	備考
就労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社員（内定含む） ・ 育児休業中の方（P 2 2 参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『<u>就労証明書</u>』 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転職予定の方は、現在の就労先と転職後の就労先の2社分、就労証明書の提出が必要です。必ず事前にご相談ください。 ・ 採用内定の方は、入園月中に就労が開始されることがわかる就労証明書の提出が必要です。加えて、勤務開始後、改めて就労証明書の提出が必要となります。 ・ 変則勤務・夜勤等がある場合は、シフト表やスケジュール等を添付してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営業経営者・内職・親族経営会社で就労の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『<u>就労証明書</u>』 ・ 自営業であることが客観的にわかる資料（詳細は次ページ参照） 	
妊娠・出産		<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子手帳のコピー（表紙と分娩予定日記載ページ） 	<p>出産事由で申込む方の注意点は P 1 2 をご確認ください。</p>
疾病		<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 	<p>「日中お子さんの保育ができない旨」と「療養期間」の記載が必要です。</p>
障害		<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー 	
介護・看護		<ul style="list-style-type: none"> ・ 『<u>介護状況申告書</u>』 ・ 被介護者に関する書類 	<p>被介護者に関する書類とは、被介護者の診断書、精神保健福祉手帳、身体障害者手帳、介護保険被保険者証のコピー等です。</p>
就学		<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書 ・ 時間割などのスケジュール、カリキュラム 	<p>職業訓練校に通学する場合も該当します。自宅での学習（通信講座含む）、カルチャースクールは除きます。</p>
求職活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ 『<u>求職活動状況申告書</u>』等 	
災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書 	

・自営業であることが客観的にわかる資料について

自らが経営者または父母の親族が経営する事業所に勤めている方は、勤務先が法人・個人に関わらず、『就労証明書』の他に以下の書類のうち、いずれか1つの資料の提出が必要です。※**コピー可**

- 営業許可書
- 請負契約書
- 業務委託契約書
- 事務所やお店の賃貸契約書
- 青色申告決算書の写し
- 白色申告収支内訳書の写し
- 法人税申告書の写し
- 営業上必要な材料などの仕入れ伝票
- 事務所名が記載された公共料金の領収書
- 会社登記簿（履歴事項全部証明書）の写し
- 開業届
- 報酬がわかるもの（報酬が振り込まれたことわかる通帳とそれに対応する請求書など） など

（2）『教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設等入所申込書』

- ・世帯員については、同居している方（別世帯同居者を含む）すべてを記入してください。父または母が単身赴任等で一時的に別居している場合も、その方の氏名を記入してください（事実婚を含む）。
- ・希望施設は、通園可能な範囲内で、欠員の有無にかかわらず通園したい順に記入してください。選考時に内定圏内の施設が複数あった場合、希望順位が一番高い施設に内定します。
- ・申込みできる保育施設数は、最大9施設です。**希望施設の順位による有利、不利はありません**。

（3）『家庭の状況』

- ・現在の家庭の状況を記入してください。
- ・裏面はお子さんの出生時や現在の状況、健康状況等を記入してください。

（4）『申込みチェックシート・提出書類チェックシート』

- ・選考方法や入園後の重要な事項についてご確認いただくものです。必ず内容を確認のうえ、署名してください。
- ・提出前に署名欄とチェックについて漏れがないか、今一度ご確認ください。

（5）マイナンバーを確認できる書類

- ・申請方法によって、マイナンバーを確認できる書類の提出方法が異なります。

申請方法	必要書類
窓口申請	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の※本人確認書類（コピーは必要ありません） ・父母のマイナンバーを確認できる書類（コピーは必要ありません） ※父母以外が来庁し申請する場合…「父及び母のマイナンバーを確認できる書類」、「委任状」、「代理人の本人確認書類」
郵送申請	<ul style="list-style-type: none"> ・父母の本人確認書類のコピー ・父母のマイナンバーを確認できる書類のコピー
電子申請	<p>電子申請ではマイナンバーを確認できる書類を提出できないため、父母のマイナンバーを確認できる書類は郵送または窓口にて別途ご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の本人確認書類（電子申請アップロード可） ・父母のマイナンバーを確認できる書類（電子申請アップロード不可）

※ 本人確認書類について

1点で可	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの公的証明書
2点必要	健康保険証、年金手帳、住民票の写し等の顔写真のない公的証明書

(6) 世帯の状況により必要な書類

以下に該当する方は必要書類をご提出ください。書類の提出がない場合は、調整指数により加点されないか、減点されることがあります。また、世帯の指数が同一時の優先順位についても適用されなくなります。

① 選考基準の調整指数（P 3 2）または同一指数の場合の優先順位（P 3 3）に関連する書類

※ 実際の調整指数及び優先順位の適用条件は各ページをご確認ください。

	世帯の状況	必要書類	調整指数番号	優先順位	
1	ひとり親世帯・（元）配偶者と住民票の異動を伴う別居をしている方	離婚した方 未婚の方 離婚裁判中の方 離婚調停中の方	戸籍謄本、ひとり親医療証、児童扶養手当証書等のうち、いずれかのコピー 1 点 裁判所の発行する、離婚調停中または裁判中であることを証明する書類 ※ 上記書類を提出できない場合、配偶者の保育を必要とする状況を証明する書類・税資料等が必要です。	2	2
2	生活保護を受けている	・生活保護受給証明書（世帯全員分）	3	2	
3	世帯の生計中心者の解雇・倒産により、緊急に生計を得るための就労を要する方	・離職証明書または離職票のコピー（求職活動理由の場合のみ） （離職事由がわかる証明書。自己都合の退職は対象外） 自営業の方は、破産手続き開始について確認できる書類のコピー	4	-	
4	障害以外の「保育を必要とする事由」で申込む方のうち、障害・疾病がある保護者の方	精神疾患の診断書、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳および特定医療費（指定難病）受給者証のうち、いずれかのコピー 1 点	5	2	
5	育児休業を取得していて、育児休業給付金の受給資格のある方	詳細は P 2 2 をご確認ください。 ・育児休業給付金支給通知等のコピー（直近で届いたもの 1 通） ※ 受給前の場合、「就労証明書」に受給資格がある旨の記載が必要です。 ※ 申込み時に通知等が届いていない場合は、受給後に追加提出してください。	6 または 1 2	8	
6	保護者が保育施設等で、保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務している、もしくは勤務する予定がある	・保育施設等（認可保育施設、地域型保育事業、認定こども園、認可外保育施設及び幼稚園）に勤務している、もしくは勤務する予定があることの記載がある『 <u>就労証明書</u> 』 ・保育士証または幼稚園教諭免許状等のコピー（保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務する資格があることが確認できる書類） ※ 保護者や親族が勤務する施設への入園を希望される場合は、お申し出ください。	7	-	
7	入園希望月の 1 日時点で、6 5 歳未満の同居の祖父母がいる場合 （同一住所・同集合住宅・同一敷地内を含む）	同居の祖父母が保育にあたれない状況を証明する書類 就労…『 <u>勤務証明書（同居者用）</u> 』 妊娠・出産・疾病・障害・介護・看護・就学 … P 1 7 の必要書類 ※ 上記書類の提出がない場合、選考上不利になります。	9	-	



	世帯の状況	必要書類	調整 指数 番号	優先 順位
8	障害・疾病・通院（児童の健康状況に記載がある場合）のあるお子さんの申込み	<p>詳細はP 2 3をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『主治医の意見書』 『心身状況表』 <p>※「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を交付されている場合は、その手帳のコピーも必要です。</p>	1 4 または 1 5	-
9	兄弟姉妹同時に入園・転園申込みをする場合	<p>『兄弟姉妹同時入園・転園申込確認シート』</p> <p>※ 内定園の組み合わせはこのシートに基づき決定します。組み合わせを提出前によくご確認ください。</p>	1 7	9 または 1 0
1 0	<p>入園させたいお子さんを、東京都認証保育所や認可外保育所等に申込み締切日時時点で預けて、働いている場合</p> <p>※ 調整指数適用には該当条件がございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんを預けている施設が発行する契約書のコピーまたは『受託証明書』（入園希望月の9 0日以上前（4月1次選考は申込み締切日時点）から預けていることが必要です。） ※ 千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）に在園中の方、豊島区外の認可保育施設に豊島区外在住の児童として在園している場合は不要です。 ・「直近9 0日以上」または「入園希望月の初日より9 1日以上前の育児休業終了日から引き続く」就労実績の記載がある『就労証明書』または復職日が入園希望月の9 0日以上前（4月1次選考は申込み締切日以前）の『復職証明書』（復職日以降に記載されたもの） 	1 9	7 または 8
1 1	父または母が単身赴任中の場合	<p>単身赴任の旨および単身赴任の始期と終期を記載した『就労証明書』（記入がない場合は不可）</p> <p>※ 単身赴任後、3ヶ月経過してから優先対象となります。</p> <p>※ 住民票を異動させない場合は、下記書類のうちいずれかの写しも必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物件の賃貸借契約書 ・公共料金の領収書 <p style="text-align: right;">} 単身赴任者を特定できるもの</p>	-	4

②その他世帯の状況により必要な書類

	世帯の状況	必要書類
1	外国籍の方	<ul style="list-style-type: none"> 在留カードの写し（両面） 保育を必要とする事由が就労または求職活動の方は、就労が可能であることが確認できた場合のみ申込みが可能です。
2	新規開設予定施設を希望される方	『 保育園入園に関する確認書 』
3	出生前の申込み	詳細はP 22をご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> 『出生前の保育施設入園に関する確認書』 母子手帳のコピー（表紙と出産予定日のわかるページ）
4	父または母が長期入院の場合	入院証明書・入院期間のわかるもの
5	基準日時点で住民登録地が豊島区以外の方	<ul style="list-style-type: none"> 住民税額を証明する書類 詳細は以下をご確認ください。

基準日時点で住民登録地が豊島区外の方は、以下のとおり住民税額を証明する書類が必要な場合があります。

※ 申込み締切日時点で豊島区外に住民登録のある方は、（非）課税証明書が必要です。（P 29参照）

入園希望月 住民登録地	令和5年10月～令和6年8月に 入園を希望される方	令和6年9月以降に 入園を希望される方
	基準日：令和5年1月1日時点	基準日：令和6年1月1日時点
A 豊島区内	提出不要	
B 豊島区外 (日本国内)	提出不要	
マイナンバーでの課税状況照会を希望しない方	以下のいずれか一点（コピー可） <ul style="list-style-type: none"> 「令和5年度住民税（非）課税証明書」 「令和5年度住民税額決定通知書」 →令和5年1月1日時点で住民登録をしていた自治体で発行されます。 <p>※ 第1回入所予約申込み希望者は必要です。</p>	以下のいずれか一点（コピー可） <ul style="list-style-type: none"> 「令和6年度住民税（非）課税証明書」 「令和6年度住民税決定通知書」 →令和6年1月1日時点で住民登録をしていた自治体で発行されます。 <p>※ 令和6年7月4日までに入園申込みをした方は、令和6年8月5日までに追加提出してください。</p>
C 日本国外および、期間中に海外での収入がある方	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得の支払証明書（円換算したもの） <p>※ お勤め先へ発行をご依頼ください。</p> <p>※ 上記期間に収入がない方は、『年間収入申告書』を提出してください。</p> <p>※ 第1回入所予約申込み希望者は必要です。</p> <p>※ 令和4年中に海外から帰国して住民登録した方も提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月1日～令和5年12月31日の所得の支払証明書（円換算したもの） <p>※ お勤め先へ発行をご依頼ください。</p> <p>※ 上記期間に収入がない方は、『年間収入申告書』を提出してください。</p> <p>※ 令和6年7月4日までに入園申込みをした方は、令和6年8月5日までに追加提出してください。</p> <p>※ 令和5年中に海外から帰国して住民登録した方も提出してください。</p>

3. 注意事項

(1) 育児休業中の方について

① 現在、育児休業中で、お子さんの入園希望の方

- 入園月の翌月 1 日までに育児休業を取得した職場に復職することが必要です。
 - 育児休業を取得した職場に育児休業前と同条件で復職しないと、「入園月の月末で退園」となります。ただし、復職後に時短勤務（最低就労基準以上 P 1 1 参照）を取得し、時短勤務により基本の契約時間（就業規則）が変わらない場合は育児休業前と同条件の復職とみなされます。
 - 育児休業期間を変更した際には『育児休業証明書』、復職した際には『復職証明書』を提出してください。
- ※ 育児休業期間が入園希望月より先までである場合は、「入園が決まり次第、育児休業終了日を繰り上げて復職できること」を必ず勤務先に確認してください。入園月の翌月 1 日までに復職できない場合は月末で退園となります。

<例> 令和 6 年 4 月入園の場合

令和 6 年 4 月 30 日に育児休業終了、5 月 1 日に復職すれば在園可

※就労証明書上の育児休業期間が 5 月以降であっても、上記までに復職が必要です。

② 育児休業給付金受給期間の延長を予定している方

- お子さんが「満 1 歳」および「満 1 歳 6 か月」を超えて育児休業給付金を引き続き受給するための手続きには、保留通知書（※ 1）もしくは「入園申込みをしていたが保留となった」ことを証明する書類（※ 2）が求められます。必要な方は入園申込み締切日を確認して申込み手続きをしてください。豊島区では、3 月入園は実施していないため、3 月分保留通知等が必要な方は 2 月からの入園申込みが必要となります。
- ※ 1 入園申込み書類の入園希望月のうち最初の 1 回のみ発行します。再発行はできません。
- ※ 2 入園申込み書類の有効期間内、各月の内定連絡日以降に発行できます。『保育園の入所申込みに関する証明依頼書』（様式集からダウンロード可 P 3 参照）を保育課入園グループに提出してください。窓口での受付のほか、電子申請や郵送でも提出いただけます。発行には 1 ～ 2 週間程度お時間をいただきます。

③ 育児休業の延長を希望している方

- 『申込みチェックシート・提出書類チェックシート』の「1 1. 育児休業の延長を希望する場合」に育児休業延長希望の記載があり、下記必要書類の提出がある場合のみ調整指数 1 2（- 40 点）適用対象となります。
- 育児休業期間が記載された『就労証明書』および「育児休業給付金支給通知等の写し」の提出が必要です。
- 入園選考において内定しないことを保証するものではありません。
- 4 月の選考では第 2 次選考から選考対象となります。（第 1 次選考対象外）

(2) 出生前の申込みについて

- 4 月入園について、出生予定日が令和 5 年 1 月 10 日(金)～令和 6 年 2 月 18 日(日)の間に限り、出生前の入園申込みの受付をします。
 - 令和 6 年 2 月 5 日(月)～2 月 18 日(日)に出生予定の場合は 6 週経過児対象の保育園のみ選考対象です。
 - 出産予定日確認のため母子手帳のコピーが必要です。
- ※ 5 月入園以降、出生前の入園申込みは受付しておりません（入所予約制度（P 25）を除く）。

(3) 集団保育で配慮が必要なお子さんについて

発達上の心配やアレルギー症状、基礎疾患があるお子さんや医療的ケアが必要になる可能性があるお子さんは、必ず事前に入園グループにご相談ください。

① 発達上の心配のあるお子さん、障害のあるお子さん、通院中のお子さん、基礎疾患のあるお子さん

- 豊島区の認可保育施設（地域型保育事業を除く）では、原則として在園可能児童数のうち、各園2名の定員で心身に障害等のあるお子さんの保育を行っています。心身に障害等のあるお子さんの定員と、入園の定員の両方に欠員がある場合、選考・審査が行われます。
- 保護者の就労等により保育が必要な状況であり、かつ、集団保育が可能なお子さんを受入れています。
- 申込みには、『主治医の意見書』と『心身状況表』が必要です（P20参照）。**締切日までに提出がなかった場合は一般選考の対象外になることがあります。**
- 一般選考に加え、集団保育が可能かどうか、保育園の受入体制の整備、受入れの際に配慮すべき事項などについて、医師等の意見を聞き、審査を行います（障害ではなくても、通院治療中の場合も該当します）。
- 申込み締切日前後に、東部子ども家庭支援センター巡回相談員が家庭訪問または電話聞き取りを行う場合があります。
- 欠員があっても保育園の受入体制が整わず入園をお受けできない場合があります。**
- 保育時間は、お子さんの健康状態や保護者の状況に応じて保育施設長が決定します。
- 内定連絡日がP7記載の内定連絡日より遅くなる場合があります。
- 医療的ケアが必要なお子さんの申込みについては、次ページをご確認ください。

② 出生時の体重が1,000g未満で出生されたもしくは妊娠28週未満で生まれたお子さん

- 申込みのクラスや現在の状況によって、『主治医の意見書』と『心身状況表』が必要です（P20参照）。

◀ 0～2歳クラスをお申し込みの場合 ▶

出生時の体重が1,000g未満 **又は** 妊娠28週未満で生まれたお子さん

◀ 3～5歳クラスをお申し込みの場合 ▶

出生時の体重が1,000g未満 **かつ** 妊娠28週未満で生まれ、現在も通院中のお子さん

③ 食物アレルギー症状等のあるお子さんの給食提供について

- 食物アレルギーをお持ちのお子さんやその他給食提供に配慮が必要なお子さんについては入園申込み時にご提出していただく『家庭の状況』の裏面に症状等詳細をご記入ください。
- 各施設では、医師の診断、指示に基づき除去食対応等を行っていますが、条件は施設により異なります。
- 状況により、ご家庭からお弁当を持参していただくこともあります。詳細は、入園申込み前に、希望保育施設へご相談ください。
- 入園前の施設との面接等において、状況により、医師の診断書や生活管理指導表等の提出が必要となります。詳細は豊島区ホームページでご確認ください。
 - ▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育園給食に関すること



④ 医療的ケアを必要とするお子さんの保育について

- 医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児受入れ実施園において定員 1 名の受入れ枠を設け、保育を行います。
 - 入園選考（利用調整）は医療的ケア児受入れ実施園の受入れ枠と入園の定員に空きがある場合に優先的に行います（4月入園選考のみ適用）。医療的ケア児受入れ実施園の空き枠に対して、入園希望数が上回る場合は、保育の必要性（選考基準 P 3 1 ～ 3 5 参照）の高い世帯から入園を内定します。
 - 対象は1歳児クラス～5歳児クラスのお子さんを基本とします。
 - 医療的ケアの内容や入園申込みに必要な書類等は「豊島区立保育所等における医療的ケア児ガイドライン」をご確認ください。
- ▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育園への入園について > 医療的ケアを必要とするお子さんの保育

<申込み受付期限>

- (1) 令和6年4月入園（第1次選考のみ）

令和5年11月10日（金） 入園グループ必着

- ※ 申込み前にお子さんの状態についてお伺いし、入園申込みの流れ等について説明を行いますので、申込み前に必ず入園グループへご相談ください。
- ※ 体験保育や医療的ケア審査会を実施するため、受付期限が通常申込みと異なりますのでご注意ください。受付期限までに書類が揃わない場合や医療的ケア審査会までに体験保育を実施できない場合、審査ができず、選考の対象外となることや、次月以降の選考になります。

- (2) 令和6年5月以降入園

個別にご相談ください。

<医療的ケア児受入れ実施園>

園名	住所	定員
池袋第一保育園	上池袋3-39-11	1名
高松第二保育園	高松1-7-13	1名

4. 入所予約制度について

入所予約制度とは、0歳児の入園について、8月以降の産後休業・育児休業の方を対象に、年度の途中でも入園できる制度です。定員は各園1名です。

(1) 申込み対象者

区内在住で、「労働基準法」の産後休業や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の育児休業の対象になった1歳未満のお子さんが出て、令和6年8月から令和7年3月の間に職場復帰を予定している方（育児休業の最終日がお子さんの1歳の誕生日の前日までの間に設定されている方。1歳を超えて取得する場合は対象外）。

※ 就労証明書上で、上記期間に父母ともに育児休業もしくは産後休業が終了することを確認できない場合、入所予約の申込みをお受けすることができません。必ずご確認ください。

(2) 申込み期間及び対象園

第1回	申込み期間	令和6年6月3日（月）～令和6年6月7日（金） （休業終了日が令和6年7月31日から令和6年11月29日までの方）
	対象園	・駒込第一保育園 ・東池袋第二保育園 ・池袋第二保育園 ・高南保育園 ・目白第一保育園 ・南長崎第一保育園 ・長崎保育園 ・高松第二保育園
第2回	申込み期間	令和6年10月1日（火）～令和6年10月7日（月） （休業終了日が令和6年11月30日から令和7年3月30日までの方）
	対象園	・巣鴨第一保育園 ・西巣鴨第三保育園 ・西池袋第二保育園 ・池袋第一保育園 ・池袋第五保育園 ・目白第二保育園 ・南長崎第二保育園 ・要町保育園

※ 出生前の申込みの場合は、事前に保育課入園グループまでご相談ください。

※ 受入保育園については、今後変更になる場合があります。

(3) 募集数

原則 各園1名

(4) 必要書類

『産休・育児休業明け入所予約申込書』、『入所予約専用チェックシート』、『一般の入園申込み書類一式』

(5) 入園月

産後休業のみの方	・ 生後8週間経過した直後の月の初日 ・ 第1回は8月～11月、第2回は12月～3月にお子さんが8週間経過して入園できる場合のみです。
育児休業明けの方	・ 育児休業最終日が属する月の初日。但し1日復職の方は復職月も選択可能。 （例：7月31日が育児休業最終日、8月1日復職の方は7月1日入園または8月1日入園が選択可能） ・ 育児休業終了日によって、申込み可能月が異なります。（次ページ参照） （例：お子さんが10月生まれで、8月の入所予約を希望したい場合、当初の育児休業終了日が10月中（お子さんの1歳の誕生日前日等）でも、育児休業終了日を7月31日から8月31日までの間に変更することで8月の入所予約が申込み可能となります。育児休業終了日は、就労証明書上で確認いたします。）

★申込み可能月早見表

	産後休業・育児休業終了日 (お子さんの1歳の誕生日の前日まで)	復職日	申込み可能な 入園月
第1回	令和6年7月31日	令和6年8月1日	7月、8月
	令和6年8月1日～8月30日	令和6年8月2日～8月31日	8月
	令和6年8月31日	令和6年9月1日	8月、9月
	令和6年9月1日～9月29日	令和6年9月2日～9月30日	9月
	令和6年9月30日	令和6年10月1日	9月、10月
	令和6年10月1日～10月30日	令和6年10月2日～10月31日	10月
	令和6年10月31日	令和6年11月1日	10月、11月
	令和6年11月1日～11月29日	令和6年11月2日～11月30日	11月
第2回	令和6年11月30日	令和6年12月1日	11月、12月
	令和6年12月1日～12月30日	令和6年12月2日～12月31日	12月
	令和6年12月31日	令和7年1月1日	12月、1月
	令和7年1月1日～1月30日	令和7年1月2日～1月31日	1月
	令和7年1月31日	令和7年2月1日	1月、2月
	令和7年2月1日～2月27日	令和7年2月2日～2月28日	2月
	令和7年2月28日	令和7年3月1日	2月、3月
	令和7年3月1日～3月30日	令和7年3月2日～3月31日	3月

2章

申込み

3. 入園申込みに
必要な書類

(6) 選考

募集数を超える申込みがあったときは、選考となります。

(7) 内定連絡日

第1回 令和6年6月18日(火) 第2回 令和6年10月17日(木)

※ 承諾・不承諾の結果は、内定連絡日以後、文書で通知します。内定者のみ、電話でも連絡します。

面接・健康診断は入園月の前月に、一般の内定者と同時期に行います。面接・健康診断終了後、正式決定となります。

(8) 注意点

- 入所予約を申込みされた方は、一般選考も対象となります。
- 入所予約の申込みは、お子さん1名につき1園です。
- 必要書類(P25参照)をすべて添えて提出してください(窓口・郵送・電子申請可)。なお、一般の入園申込みと入所予約の希望園・入所希望月は、異なる園・月を選択することができます。ただし、入所予約の希望月は一般選考の希望月よりも前にはできません。
- 入所予約承諾後から復職後1か月までの間に保育が必要な状況が変わったときは、再選考となる場合があります。
- 内定後に入所月を変更することはできません。
- 入園前に豊島区から転出した場合、内定または入所承諾が取消しとなります。
- 入所予約内定者が「入所予約希望月の前月まで」の一般選考で内定した場合、入所予約の内定施設より希望順位が下位の施設であっても、一般選考の内定が優先します(入所予約の内定は取消)。
- 入所予約内定月の選考は、入所予約内定園より上位で、**地域型保育事業以外**の希望園のみ、一般選考の対象となります。

4 転園の申込み

1. 転園の申込みについて

(1) 申込みの条件

- 入園月から数えて3か月後の翌月転園分から申込みが可能です。
(例：令和6年4月入園の場合、令和6年7月転園〔締切：令和6年6月7日（金）〕分から申込みが可能)
- 転園を希望する理由が以下①～⑦に該当する場合は、**入園月の翌月転園分**から申込みが可能です。
- 育児休業中の方は原則転園の申込みはできませんが、⑥に該当する場合は**申込みが可能です**。その場合は転園後も、育児休業を継続して取得できます。育児休業取得中の継続通園の条件等については、P 4 1の「(2) 育児休業中で、在園している上のお子さんの転園・延長保育をご希望の方へ」をご覧ください。
- 居宅訪問型保育事業の利用を開始した方が転園を希望する場合、入園申込みの有効期限内は転園申込みは不要です。(P 8 参照) 有効期限は保留通知書をご確認ください。

項番	転園を希望する理由
①	兄弟姉妹が別々の保育施設に在籍しており、同一の保育施設への転園を希望するまたは、別々の園に通っている兄弟姉妹が同時に同一の保育施設へ転園を希望する
②	自宅から遠い保育施設（直線距離で1.2 km以上離れている）に通っている
③	現在よりも長い開所時間の保育施設への転園を希望する (長時間の保育が必要であることの証明として、父母の『延長保育用勤務証明書』が必要です)
④	民営化や改築・改修等（当該園の利用開始日以降に公表となった改築・改修等で、一時的な移転を伴う仮園舎利用の場合）に伴う転園を希望する
⑤	居宅訪問型保育事業を利用している
⑥	年齢上限のある認可保育施設（区内・区外）に在籍している豊島区民が年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する
⑦	その他、区長が認める場合

(2) 注意事項

- 転園が内定した時点で、現在通園中の保育施設には別のお子さんが内定されます。**元の保育施設に戻ること（内定辞退）はできません**。希望施設については、慎重にご検討ください。
- 転園の申込み後、申込みが不要になった際は申込み締切日まで（4月第1次選考の場合は2月入園の内定連絡日〔令和6年1月12日（金）〕までに速やかに入園グループに連絡し、『**保育園入園・転園・延長保育申込取下願**』を提出してください。郵送や電子申請でも承ります。
- 申込み締切日以降の取下げは不可となります**。
- 認可保育所と地域型保育事業及び認定こども園（保育園枠）の間の異動も「転園」扱いです。
- 転園の場合もお子さんの状況に合わせ慣れ保育があり、転園後、短い時間でのお預かりとなる場合があります。
- 内定取消・退園に関する注意事項を必ず確認してください（P 3 8 参照）。内定取消となっても、元の保育施設に戻ることはできません。
- ①～⑥に該当しない転園申込みは利用調整（選考）の際、減点の対象となります。

(3) 申込み受付期間・申込み方法

申込み受付期間は P 7、申込み方法は P 8 をご覧ください。

(4) 提出書類 (締切日必着)

全 員	<ul style="list-style-type: none"> ・『<u>転園申込書</u>』(両面) ・保育を必要とする状況を証明する書類 ※父母両方 ※「就労証明書」「自営業をしていることが客観的にわかる資料」「診断書」など (P 17、18 参照) ・『<u>家庭の状況</u>』(両面) 	
該 当 の 方 の み	65歳未満の同居の祖父母がいる場合 (同一住所・同集合住宅・同一敷地内を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の祖父母が保育にあたれない状況を証明する書類 (P 19 参照)
	2名以上の児童が同時に申込みの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・『<u>兄弟姉妹同時入園・転園申込確認シート(両面)</u>』
	障害・疾病のあるお子さんの申込みの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・『<u>主治医の意見書</u>』 ・『<u>心身状況表</u>』 ・「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を交付されている場合はその手帳のコピー
	転園希望園に区立・公設民営の認可保育所があり、転園先で延長保育(月極)を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・『<u>延長保育用勤務証明書(両面)</u>』 ※父母両方 ・『<u>延長保育申込書兼延長保育料免除申請書(両面)</u>』
	転園を希望する理由が「③現在よりも長い開所時間の保育施設への転園を希望するため」の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・『<u>延長保育用勤務証明書(両面)</u>』 ※父母両方
	転園を希望する理由が「②自宅から遠い保育施設(直線距離で1.2km以上離れている)に通っている」に当てはまり、転園希望月の月末までに、在籍園からの直線距離で1.2km以上の場所に区内転居を予定している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転園希望月の月末までに区内転居することが確認できる「建物の売買契約書」「賃貸契約書」等の写し ※ 契約者両方の(売主・買主、貸主・借主)の押印・転居先住所・引き渡し日の記載が必要

5 区外からの申込み・区外への申込み

1. 区外からの申込み

豊島区の申込み締切日時時点で、他自治体に住民登録のある方の申込み先は住民登録地の市区町村です。

※ 住民登録地や現在の状況確認のため、必ずお住まいの自治体を通じて申込みをしてください。

	必要書類	注意点
転入予定あり	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区様式の入園申込み書類 転入予定の『誓約書』（海外から転入予定の方は『海外から豊島区へ転入予定の方専用』をご提出ください） 令和5年度住民税（非）課税証明書（令和6年9月～令和7年2月入園希望の場合は『令和6年度住民税（非）課税証明書』） 入園月の前月末までに豊島区へ転入することを確認できる書類（「建物の売買契約書」「賃貸借契約書」等の写し：契約者両方（売主・買主、借主・貸主）の押印・豊島区の住所・引渡し日または入居予定日のページが必要） ※4月入所申込み（一次）に限り、12月20日（水）までにご提出いただくことで、利用調整の対象になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 入園月の前月最終営業日までに、①・②・③を終えることが必要です。 ① 保護者（1名でも可）と入園を希望するお子さんの「住民登録の異動と引越し」 ② 豊島区の保育課入園グループでの手続き（保育課は平日のみの開庁です） ③ 内定園での面接・健康診断 海外から申込みの方は転入予定ありの前提でのみ受け付けます。ただし書類提出の有無により選考方法が異なります。
転入予定なし	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区様式の入園申込み書類 令和5年度住民税（非）課税証明書（令和6年9月～令和7年2月入園希望の場合は『令和6年度住民税（非）課税証明書』） 	<ul style="list-style-type: none"> 在園可能期間は当該年度末までです。 年度をまたいでの在籍はできません。<u>年度ごとに入園申込み</u>が必要です。 次ページ（表）のとおり制限があるため、<u>継続通園できない場合があります。</u>

<令和6年4月入園希望の方>

- 申込みの締切日は令和5年11月24日（金）です。
- 豊島区民の第2次選考終了後に空き枠がある場合のみ選考を行います。**
- 令和5年11月24日（金）の翌日以降希望園変更はできません。

- 転入予定があっても、申込み締切日までに必要書類（入園月の前月末までに豊島区へ転入することを確認できる書類）の提出がなければ転入予定なしとして扱います（4月入所申込み（一次）に限り、令和5年12月20日（水）まで提出可）。実際に豊島区に転入した場合は、転入予定ありの注意点①②③の手続きが必要です。
- 入園月の前月最終営業日までに転入予定ありの注意点①②③が終了しない場合は内定取消となります。
- 転入予定なしで在園している児童の世帯が豊島区に転入をする場合、転入予定ありの注意点①②を次年度4月第1次選考締切日の令和5年11月24日（金）までに行えば、翌年度以降も継続が可能です。締切日以降の転入は継続通園ができない場合があります。
- 申込み可能な保育施設数は最大9園です。
- 豊島区民を優先し、区民の選考終了後に転入予定なしの区外の方の選考をします。
- 豊島区外在住の児童が他の豊島区内の認可保育施設へ転園を希望する場合も、上の表と同じ取扱いです。
- 豊島区内の認可保育施設に在園する児童が転出し、区外在住となる場合、次年度以降は区外の方と同じ取扱いです。
- P23（3）①②④に該当する児童（集団保育で特別な配慮を要する児童）は、転入予定ありの場合のみ申込みを受け付けます。転入予定なしの児童で、入園後に該当することが判明した場合は、次年度以降の申込みを受け付けできません。
- 入園できなかった場合の「保留通知書」や「保育園の入所申込みに関する証明」は、豊島区外の方に対しては発行できません。

(表) 豊島区外に住民登録のある方(転入予定なし)の申込み制限(令和6年度)

		4月※	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公立園・公設民営園	0-5歳児クラス	申込み不可											選 考 な し
私立園	0歳児クラス	申込み可											
	1歳児クラス	申込み不可											
	2-5歳児クラス	申込み可											
地域型保育事業	0-2歳児クラス	申込み不可											

※ 4月選考の申込み締切日は令和5年11月24日(金)です。豊島区民の第2次選考終了後に空き枠がある場合のみ選考を行います。

2. 区外への申込み

(1) 豊島区に住民登録のある方が、豊島区外の認可保育施設を申込み場合

- ・入園希望施設がある自治体の申込み締切日時点で豊島区に住民登録のある方の申込み先は、原則豊島区です。
- ・申込み制限・書類・締切日・内定日等について、入園希望施設のある自治体へ事前にご確認ください。
- ・入園希望施設のある市区町村の申込み締切に間に合うよう、豊島区保育課入園グループに必要書類一式を提出してください。受付後、豊島区から入園希望施設のある市区町村へ協議を行います。

※ 自治体により、申込み方法が異なる場合があります。必ず事前に申込み先の自治体にご確認ください。

※ 協議は受付後に郵送で行います。自治体により締切等の制限があるため、日程に余裕をもってご提出ください。

① 内定後に豊島区外に転出した場合

転出後は、転出先の市区町村の保育担当課で認定の切替え手続きをしてください。なお、切替え手続きの期限は、転出先の市区町村にご確認ください。

② 豊島区外に転出する予定がない場合

豊島区を含め複数の市区町村に申込みをした場合、すべての市区町村の保育施設の選考結果が確定するまで内定連絡ができないため、豊島区の内定連絡日を過ぎてからの連絡となる場合があります。

(2) 豊島区外に住民登録のある方が豊島区に転入し、転入後も区外の認可保育施設への継続通園を希望する場合

豊島区へ転入後、保育課入園グループでお手続きをしてください。

- ・受付期間：豊島区への転入手続きを行った日からその日が属する月の最終営業日まで
※ 転入日の翌月以降に転入手続きを行った場合、継続通園はできません。
- ・必要書類：豊島区様式の入園申込み書類一式(P17~21参照)
- ・注意事項：各市区町村によって、継続通園ができる期間が異なります。

豊島区でのお手続き前に、継続期間について各市区町村へご確認ください。

第3章 選考基準

1. 選考方法

入園希望者が定員を上回る場合、保育の必要性（指数・優先順位）の高い世帯から順に内定します。

選考のながれ		
①	父母（父母の内縁のもの含む）それぞれの基準指数を決定し、合算する。	<ul style="list-style-type: none"> 指数や優先順位は申込み締切日までの提出書類で決定する。提出書類に不備があるときは、求職の指数を適用する場合や減点の対象になる場合がある。 ひとりの保護者が複数の類型に該当する場合、一番高い指数を適用する。ただし、出産期間は（注3）に該当する場合を除き、出産の指数を適用する。 希望順位は選考に影響しない。第1希望は有利、第9希望は不利とはならず、また、第1希望のみの希望が有利にはならない。 就労は、契約内容と実績により指数付けをする。
②	①に調整指数の該当項目を加算・減算したものを世帯の指数とする。	
③	世帯の指数の高い順に内定する。同一指数の場合は、優先順位によって内定者を決める。	

2. 指数表

（1）保育所入所基準指数

（「入園」「転園」ともに同一の指数表を使用する）

番号	保 護 者 の 状 況		指数	入所承諾期間	
	類 型	細 目			
1	就 労 (自営含む) (注1～4)	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	20	必要な 期間
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	16	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	15	
		月16日以上	月128時間以上の就労を常態	14	
			月96時間以上128時間未満の就労を常態	13	
			月64時間以上96時間未満の就労を常態	12	
		月12日以上	月96時間以上の就労を常態	11	
			月72時間以上96時間未満の就労を常態	10	
			月48時間以上72時間未満の就労を常態	9	
2	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁	20		
3	出 産 (注3)	出産予定月とその前後の各2か月（最長5か月間）	14	5か月以内	
4	疾 病 (注5)	入 院	1か月以上を要する場合	20	必要な 期間
			自宅内	常時臥床	
		精神疾患		20	
		一般療養	16		
5	心身障害者	(身体障害者手帳) 1・2級、(愛の手帳) 1・2・3度、 (精神障害者保健福祉手帳) 1・2・3級		20	
		(身体障害者手帳) 3 級 (愛の手帳) 4 度		17	
		(身体障害者手帳) 4 級		14	
		常時臥床者、常時見守りが必要な者又は重度心身障害者を自宅内で常時介護・看護		20	
6	介 護・看 護 (注6)	入院・通院・通所等付き添い（月20日、80時間以上）を含む介護・看護		14	
		入院・通院・通所等付き添い（月16日、64時間以上）を含む介護・看護		11	
		入院・通院・通所等付き添い（月12日、48時間以上）を含む介護・看護		8	
		火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中		20	
7	災 害			20	
8	就 学	次に掲げる学校、職業訓練校等への通学又は通所している場合(通学・通所予定も含む) ①学校教育法に定める学校、職業能力開発促進法に基づいて設置される職業訓練校 ②国又は都道府県指定の就労に必要な資格取得のための専門学校又は養成施設等 ③外国人が日常生活に必要な日本語を取得するための日本語学校 ④②に準ずると認められ、かつ、②で取得できる資格と同程度の資格取得のための専門学校等 ★指数については、番号1（就学内定の場合は番号9）を準用し、さらに－1点とする。		★8～19 (就学内定 7～18)	必要な 期間
9	特 例 (就労内定者)	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	19	必要な 期間
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	15	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	14	
		月16日以上	月128時間以上の就労を常態	13	
			月96時間以上128時間未満の就労を常態	12	
			月64時間以上96時間未満の就労を常態	11	
		月12日以上	月96時間以上の就労を常態	10	
			月72時間以上96時間未満の就労を常態	9	
			月48時間以上72時間未満の就労を常態	8	
10	求 職	求職・起業準備のため日中外出を常態		6	3か月以内
11	DV・児童虐待	児童虐待のおそれがあると認められる場合（意見書等の公的機関の発行する資料がある場合）		20	必要な 期間
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合（配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合）		20	

(2) 調整指数

(基準指数表の世帯指数に下記指数を加算します。定めがない限り複数の加算可。)

☆印は書類の提出が必要です。P 17～21の必要書類を、入園申込み時に提出してください。

1☆(注7)	特別な支援を要する世帯(意見書等の公的機関の発行する資料がある場合)	10	
2☆(注8)	ひとり親世帯および、これに準ずる世帯(入園申込みの場合)	8	
3☆	生活保護法による被保護世帯(入所基準指数表の類型が就労、就労内定、求職に該当する入園申込みの場合)	8	
4☆	保護者が入園希望月から過去6か月以内の解雇・倒産により離職(自己都合の退職を除く)し、緊急に生計費を得るための就労を要する世帯(入所基準指数表の類型が求職に該当する場合に限る)	5	
5☆	保護者のいずれかが①身体障害者手帳1～4級、②愛の手帳1～4度、③精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかを所持している場合(入園申込みの場合)	3	
6☆	保護者のいずれかが育児休業法に定める育児休業からの復職により入園申込みをする場合(同保護者が育児休業給付金の受給資格がある場合で、①～④のいずれかに該当する場合)※調整指数19と重複しない ①入園月の申込み締切日時点で、育児休業中の場合 ②入園月の申込み締切日時点で、出生前かつ育児休業取得予定である場合 ③入園月の申込み締切日時点で、産休中かつ育児休業取得予定である場合 ④申込み締切日以降入園予定月の前月末日までの間に育児休業を取得することが就労証明書上で確認できる場合	1	
7☆(注23)	保護者のいずれかが認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園で保育士・保育教諭、幼稚園教諭として勤務している、もしくは入園希望月の末日までに勤務を開始する予定がある場合(就労内定者を含む)(入園申込みの場合)	1	
8(注22)	認可保育施設間の転園希望の場合(調整指数18・20・21に該当する場合を除く)	-1	
9☆(注9)	65歳未満の同居の祖父母が、入所基準指数表の類型の就労、出産、疾病、障害、介護、看護、就学に該当しない場合	-4	
10	入園希望月から過去1年以内において、①～③のいずれかに該当する場合 (災害・疾病等やむを得ない事情によるものであって、当該事情を証明できる書類の提出がある場合を除く) ①各月申込み締切日翌日以降に豊島区認可保育施設の入園申込みの取下げをした場合(4月1次選考に限り、2月入園内定連絡日までに入園申込みの取下げをした場合は非該当) ②入園の内定辞退をした場合 ③入園の内定を取り消された場合	-5	
11	申込み締切日現在保育料滞納(卒園児を含む)がある世帯	-20	
12☆(注11) (注18)	申込み締切日時点で豊島区民である保護者が育児休業の延長を希望する場合※該当する場合、他の項目の重複加算及び優先順位の適用はしない。	-40	
13	産前産後休業、育児休業取得により一時退園し、保護者の育児休業明けに再入園申込みの場合(出産予定月の前2か月から後3か月の期間中に退園する場合のみ該当)	6	
14☆	入園を希望する児童本人が、①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1～3度、③精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかを所持している場合	3	
15☆	入園を希望する児童本人が、 (1)①身体障害者手帳3・4級又は②愛の手帳4度を所持している場合 (2)手帳等は所持していないが、主治医の意見書等により手帳を所持している者と同等と認められる場合 (主治医の意見書により、手帳を所持している者と同等と認められる記載がある場合)	2	
16	入園希望月時点で兄弟姉妹(卒園児等を除く)が既に在籍している保育園の入園を希望する場合	2	
17(注12)	兄弟姉妹(双子等を含む)が同時に同月の入園申込みをする場合(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)	1	
18	以下の①～⑦にあてはまる場合 ①～⑦はそれぞれ重複せず、かつ、調整指数20・21と重複しない		
	①(注13)	申込み締切日時点で既に別々の園に在籍している兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合	2
	②(注14)	申込み締切日時点で別々の園に在籍している兄弟姉妹が同時に同一園へ転園を希望する場合(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)	2
	③	遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合(自宅から在籍施設まで直線距離1.2km以上)、または豊島区外の認可保育施設に豊島区民として在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合	1
	④☆	在籍中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合(延長保育用勤務証明書の提出が必要)	1
	⑤(注15)	入園後に公表となった、在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合(改築・改修は一時的な移転を伴う仮園舎利用がある場合のみ)	1
	⑥	申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用して、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を指す)	1
⑦	申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合	1	
19☆(注10) (注16) (注17)	入園申込みをしている児童を、次の(1)(2)の期間において、豊島区臨時保育所(有料もしくは無料)・認可外保育施設等(有料のみ)に「月12日以上かつ48時間以上預けている」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園(1号)在籍中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当)※調整指数6と重複しない (1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで	1	
20	年齢上限のある認可保育施設または豊島区臨時保育所の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数18・21と重複しない	5	
21(注18) (注21)	年齢上限のある認可保育施設または豊島区臨時保育所の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合 ※調整指数18・20と重複しない	30	

(3) 同一指数の場合の優先順位

(指数が同位となる場合は次の各号の順に順位を決定します。)

順位	項目
1 (注18)	豊島区民である(入園月の前月中までに豊島区に転入予定の場合も含む)
2☆(注8)	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯(要保護・要支援世帯、ひとり親世帯(準ずる世帯を含む)、保護者のいずれかが精神疾患患者、障害者手帳保持者(身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級)および指定医療費(指定難病)受給者証保有者である世帯等)
3	入園申込みである(豊島区外の認可保育施設または豊島区外の認定こども園に2号・3号認定として在籍している場合と、豊島区内の年齢上限のある認可保育施設の最終学年に在籍し、卒園時に転園申込みをする場合、および待機児童対策の居宅訪問型保育事業を利用している場合はこの優先に該当する)
4☆	保護者について、単身赴任中である(自営業・出張・自己都合は該当せず、会社命令かつ単身赴任後3か月経過した場合のみ該当)
5	調整指数において、減算項目がない
6	調整指数加算前の基準指数が高い
7☆(注18)	申込み締切日時点で申込み児童と1名以上の保護者が豊島区民であり調整指数19に該当する場合
8☆(注18)	調整指数6(産後休業及び育児休業からの復職)に該当する場合、申込み締切日時点で申込み児童と1名以上の保護者が豊島区民でなく調整指数19に該当する場合、または豊島区外の認可保育施設に豊島区民として在籍する場合(調整指数20または21に該当する場合は非該当)
9 (注18)	申込み締切日時点で、豊島区民で、かつ、同時に入園申込みをしている児童が多胎児である(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)
10(注12) (注18)	申込み締切日時点で、豊島区民で、かつ、同時に入園申込みをしている児童が2名以上いる(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)
11(注19)	入園又は転園希望月時点で豊島区の認可保育施設に在籍している児童及び入園申込みをしている児童の他に小学生以下の子どもと保護者が同居している世帯(申込み締切日時点で出生届が未届の子どもは除く)
12	調整指数18⑤に該当する場合
13(注20)	入園または転園希望月の申込み締切日時点で、豊島区における住民登録期間が長い世帯(保護者の継続する住民登録期間がいずれか長い方を採用)
14	保育料算定区民税額所得割額が少ない

☆印は書類の提出が必要です。P 17～21の必要書類を、入園申込み時に提出してください。

(4) 注意事項

注	
1	各就労時間は休憩時間を含む。
2	育児休業からの復職による申込みで、育児休業給付金の受給資格がなく、かつ産前休暇前の就労実績が6か月未満の場合は就労内定の指数を適用する。
3	申込み締切日時時点で「就労している場合で、かつ、法定の産前休業開始まで同程度の就労を継続し、保育園に入園する月の翌月1日までに法定の産後休業及び育児休業を終えて職場に復帰することが就労証明書上で確認できる場合」及び「法定休暇期間まで同程度の就労を継続し、出産予定月後の原則2か月以内に復職することが就労証明書上で確認できる場合」は就労の指数とする。
4	申込み日から入園月の月末までの転職については①退職日の翌月末までに就労を開始した場合は、転職前と転職後の就労条件を比べ、低い方の就労条件を基に就労の指数を適用する。②退職日の翌々月以降に就労を開始した場合は、求職の指数を適用する。ただし、締切日時時点で転職先の就労証明書の提出がある場合は、就労内定の指数を適用する。
5	疾病の指数について、日中お子さんの保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職の指数を適用する。
6	介護・看護の指数における介護又は看護の対象となる者とは、保護者から3親等以内の親族（内縁関係の者を含む）を指す。
7	「特別な支援を要する世帯」とは、虐待等特別な配慮を要する世帯で関係機関からの意見書があるものを指す。
8	「ひとり親に準ずる世帯」とは、離婚調停中かつ保護者の住民票が別々の場合、及び保護者の一方が行方不明となっている場合を指す。
9	同居とは同一の住所、敷地、建物内に住んでいる場合を指す。
10	「最低就労基準」とは、月12日以上かつ月48時間以上の就労を指す。
11	育児休業取得対象保護者の育児休業期間が記載された就労証明書と育児休業給付金支給通知等の写しが不備なく提出されていることかつ提出書類の所定箇所に育児休業延長希望の記載がある場合のみ該当となる。なお、当該指数に該当することは、入所選考において「内定しないこと」を保証するものではない。
12	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の卒園時と同時に、兄弟姉妹の豊島区認可保育施設の入園申込みをする場合は、入園申込みをする児童に当該指数または優先を適用する。
13	同一の申込みで兄弟姉妹が在籍している園以外を記載した場合、兄弟姉妹が在籍している園のみ①を適用する。兄弟姉妹が在籍している園以外には、調整指数18のうち他にも該当する項目がある場合、該当園に②～⑥の項目を適用する。
14	申込み書類の所定箇所に同一園に同時のみで転園を希望する記載がある場合のみ該当とする。なお、一方の兄弟姉妹が入園内定の状態ではこの指数に該当しない。
15	高南保育園に2021年8月以前に入園した児童、巣鴨第一保育園に2022年8月以前に入園した児童、または池袋第五保育園に2023年6月以前に入園した児童が対象。なお、改築・改修が終了し一時的な移転が解消された日以降の選考ではこの指数に該当しない。（池袋第五保育園については2025年4月選考まで適用する）
16	「認可外保育施設等」とは、東京都認証保育所、企業主導型保育事業、社内託児所等（地域型保育事業は除く）、一時保育事業、ファミリー・サポート・センター及びその他民間事業者や個人が都道府県知事等に届け出たうえで設置・運営をしている認可外保育施設、及び学校教育法に基づく幼稚園以外の施設等を指す。なお、同期間に豊島区外の認可保育施設に、豊島区外の住民登録者として在籍し、父母共に働いている場合は該当する。
17	幼児教育・保育の無償化または認証保育所保育料負担軽減補助の対象となり、保育料が無料となる場合は該当とする。ただし、豊島区臨時保育所の場合は、基本保育料が無料の場合も該当とする。
18	「豊島区民」とは、住民基本台帳法に基づき、豊島区に備えてある住民基本台帳に記録されている住民を指す。ただし、DV及びストーカー等の被害者については、この限りではない。
19	「同居」とは、住民基本台帳法に基づく住民票が保護者と同一に登録されている場合を指す。また、「小学生以下の子ども」の保護者が入園申込みをしている児童の保護者と同一である場合のみ該当とする。なお、「保護者」とは親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者を指す。
20	豊島区から転出後、再転入した場合や、住民票が削除となった場合は申込み締切日時時点で最新の住民登録日を基準日として採用し、通算は行わない。また、保護者のいずれかが不存在の場合、存在する保護者の住民登録期間を採用する。
21	豊島区内の認可外保育施設が認可保育所に移行する際に、在籍児童が継続して利用希望する場合等に、当該施設にのみ適用する。
22	転園を希望する月の申込み締切日以降に年齢上限のある認可保育施設、または居宅訪問型保育事業の利用を開始する場合、当該指数は適用しない。
23	保育士証または幼稚園教諭免許状等の提出があり、かつ就労証明書の所定欄に保育士等としての勤務実態があることが記載されている場合のみ適用する。

●「入園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。

- ・認可保育施設に在籍していない。
- ・教育機関、認定こども園（1号認定のみ）、豊島区臨時保育所、認可外保育施設に在籍している。
- ・豊島区外の認可保育施設、認定こども園（2号・3号認定）に豊島区外民として在籍している。

●「転園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。

- ・豊島区内の認可保育施設に在籍し、他の保育施設への転園を希望する場合。
- ・豊島区内の認可保育施設、認定こども園（2号・3号認定）に豊島区外民として在籍している。
- ・豊島区外の認可保育施設、認定こども園（2号・3号認定）に豊島区民として在籍している。
- ・豊島区内の年齢上限のある保育施設の在籍終了年に在籍し、他の保育施設への転園を希望する場合。

3. よくあるご質問

Q1. 入園後、時短勤務（育児短時間勤務）で復職予定です。指数は変わりますか？

- A. 就労の指数は、基本の契約時間を基に決定します。よって、最低就労基準以上（月12日以上、月48時間以上）の時短勤務を取得し、時短勤務利用により基本の契約時間が変わらない場合は、指数に影響はありません。

Q2. 各施設の申込者数や、入園者の最低指数を知りたいです。

- A. 4月入園第1次選考の申込者数・最低指数は、豊島区ホームページにて公表しておりますので、ご覧ください。なお、5月～翌年2月の年度途中の入園については、公表しておりません。

- ▶ 豊島区ホームページ>子育て・教育・若者>保育
 - > 保育園の入園に関すること：欠員状況・入所基準指数
 - > 欠員状況(空き状況)：保育園欠員状況



第4章 保育施設申込み後

1. 保育施設申込み後の流れ

(1) 内定した場合

選考

内定

面接 & 健康診断

入園決定

内定連絡 & 「支給認定証」の交付

- ①入園が内定した方には、園または保育課から電話等でご連絡します。
 - ②連絡が来たらすぐに内定園へ電話をし、健康断と面接の日程を決めてください。
 - ③「支給認定証」を入園グループから交付します。
- ※過去に発行されていた場合、交付されないことがあります。

※ 内定の有無に関するお問い合わせは、内定連絡日の翌営業日からお受けします。(内定連絡日は不可)

※ 千早さくらそう保育園(豊島区臨時保育所)及び居宅訪問型保育事業の内定連絡、集団保育で配慮が必要なお子さんの内定連絡はP7記載の内定連絡日より遅くなる場合があります。

※ 申込みから入園月の月末までに「保育の必要性の事由」等に変更があった場合、入園内定の取消または退園となることがあります。

- ④入園(転園)月の前月末までに内定園で面接・健康診断を行います。
- ⑤入園時に必要となる持ち物について、各園から連絡があります。

※ この面接・健康診断を入園月の前月末までに受けられない場合や集団保育に適さないと判断された場合は入園内定が取消しとなります。

※ 面接と健康診断の結果、集団保育が難しいと判断された場合は、入園(転園)ができない場合があります。

- ⑥入園グループから「事業所入所承諾書」等を送付し、保育料等をお知らせします。
- ⑦各月1日からの入園となります。月途中の入園はできません。

※ 面接と健康診断が完了したことを保育施設に確認した後発送するため、月末以降の到着となります。

※ 入園当初は、お子さんが保育施設に無理なくなじめるよう「慣れ保育」があり、短い時間でのお預かりとなる場合があります。慣れ保育の期間は個人差があります。

※ 入園を辞退・取下げする場合は速やかに申し出ください。

※ 辞退や取下した後に入園申込みをされる方は、改めて申請書類の提出が必要です。

2. 内定辞退について

- 内定した保育施設への入園を辞退する場合、『**認可保育施設 内定辞退届**』をご提出ください。
- 内定が出た段階で申込み書類は取下げ扱いとなるため、辞退をした場合、「内定辞退かつ申込みの取下げ」の扱いとなります(例: 4月第1次選考で内定が出た場合、第2次選考では選考されません)。引き続き入園を希望する場合は改めて申込みが必要となり、必要書類一式を再度ご用意いただきます。
- 千早さくらそう保育園(豊島区臨時保育所)に在籍しているお子さんが認可保育施設に内定が出た場合、千早さくらそう保育園(豊島区臨時保育所)の継続通園はできません(認可保育施設の入園月の前月末で退園となります)。
- 内定辞退・申込み締切日翌日以降の取下げ(4月第1次選考に限り、2月入園の内定連絡日〔令和6年1月12日(金)〕の翌日以降の取下げ)・内定取消となった方は、誤記入等であっても、該当の選考月より1年間、調整指数(-5点の適用)と同一指数の場合の優先順位で不利になります。令和6年4月第1次選考で辞退した場合、令和6年4月第2次選考~令和7年2月選考まで(3月の選考がないため)は減点等の対象です。

(2) 内定しなかった場合

選考

内定しなかった

「支給認定証」 & 「保留通知書」の交付

- ①「支給認定証」は、入園できなかったときも交付されます。各種手続きで提示が必要な場合があります。大切に保管してください。
- ②「保留通知書」で、入園できなかった旨をお知らせします。**内定連絡日の電話連絡はいたしません。**

※ 内定の有無に関するお問い合わせは、内定連絡日の翌営業日からお受けします（**内定連絡日は不可**）。

※ 「保留通知書」は**1回の申込みについて、最初の1回のみ発行します。再発行はできません。**

翌月以降の選考

- ③入園できなかった場合は、毎月利用調整（選考）を行います。

※ 申込み書類の有効期限は、**受付日の時点で申込み可能な月から数えて6か月間**です。この期間中は欠員が生じた月ごとに利用調整（選考）を行います。

※ 有効期限が切れた場合、改めて入園申込みが必要です。**有効期限が切れても通知はしません**のでご注意ください。

※ 申込み内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

※ 希望施設を変更したい場合は、各月の申込み締切日までに『**希望施設変更届**』を保育課入園グループまでご提出ください（締切日必着）。

3. 内定取消や想定外の退園に関する重要事項確認～必ずお読みください～

- 申込みの内容が事実と異なることが判明した場合、内定取消または退園となります。入園申請の場合、該当の選考月から1年間、入園選考における調整指数・同一指数の場合の優先順位で不利になります。
- 入園（転園）後（復職予定の方は復職後）1か月間の状況が申込み時と異なる場合、原則「月末で退園」となります。
- 申込み後、または入園（転園）後に退職、転職、就労形態の変更、家庭状況の変更があった場合（妊娠・出産含む）は速やかに書類を提出してください。選考や保育の必要性に影響するため「内定取消」または「月末で退園」となる場合があります。必ず、変更前に入園グループにご相談ください。
- 入園（転園）までの間に豊島区から転出された場合は、豊島区での申込みおよび内定は無効になります。
- 入園（転園）後、2か月以上連続して保育施設を休む場合は、原則2か月経過後の月末で退園となります。
- 育児休業からの復職予定で内定した方は、入園（転園）月の翌月1日までに復職できない場合、退園となります。
- 面接・健康診断ができない、連絡がとれない等で内定取消となった方の申込み書類は、内定した翌月の選考より取下げされたものとして扱います。
- 育児休業からの復職での申込みをした方が、育児休業取得の職場に育児休業前と同条件で復職されないと退園となる場合があります。

第5章 入園後について

認可保育施設は、保護者の就労等の事由で保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。通園を続けるには、入園後も保育が必要な状態が続いていることが必要です。

1. 家庭状況等に変更があった場合

◆申請方法：電子申請、郵送、窓口

家庭の状況に変更があった場合、必ず入園グループへ次ページ表の書類をご提出ください。

- 次ページ以外の理由による変更や詳細は、入園グループへお問い合わせください。
- 『 』に下線のある様式は、入園グループ窓口、各認可保育施設、豊島区ホームページ上にあります。
- 保育の必要量の認定区分変更は、**書類の提出があった翌月からとなります。**
- 家庭の状況については、必要に応じて、入園グループが現地調査を行う場合があります。
- **復職時に条件が変わった場合や復職後1か月以内に転職・退職されていた場合は、選考時の指数と異なる状況であるため、入園決定後であっても、月末で退園となる場合があります。**
- 認可外の無償化の認定を受けている方や認証保育所に通所している方も、同様の手続きが必要となります。

入園申込みや入園後の変更届は
電子申請が便利です



電子申請QRコード

入園後、家庭の状況に変更があった場合、保育課入園グループへ書類の提出が必要です。

お手続きは、お手持ちのパソコンやスマートフォンを使って、電子申請をご利用できます。

▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > 電子申請について

家庭状況等の変化		必要書類	提出期限
復職をする		・『 <u>復職証明書</u> 』 ※併せて P 1 2 をご参照ください。	復職日から 2 週間以内
就労した (他の事由からの変更)		①『 <u>子どものための教育・保育給付認定・変更申請書</u> 』 ②『 <u>就労証明書</u> 』 (* 1) (* 1) 入社後に証明されたもの、実績 3 か月入りのもの計 2 回提出	就労開始日から 2 週間以内
退職後、求職活動を行う (他の事由から求職への 変更)		①『 <u>変更届</u> 』 ②『 <u>子どものための教育・保育給付認定・変更申請書</u> 』 ③『 <u>求職活動状況申告書</u> 』等 ④退職日がわかる書類の写し(「源泉徴収票」や「離職票」等) ※ 退職された時点で、「求職活動」事由の在園となります。継続通園するには、退職日から 3 か月以内に、保育が必要な状態であることを証明する書類(就労証明書等)の提出が必要です。なお求職活動期間中は短時間認定です。 ※ 入園・転園後の退職の場合は、必ず事前にご相談ください。	・①②③退職月中 ・④退職日から 2 週間以内(用意出来次第)
退職後、間を空けずに 就労する(転職)		①『 <u>変更届</u> 』 ②新しい勤務先の『 <u>就労証明書</u> 』 (* 1) (* 1) 入社後に証明されたもの、実績 3 か月入りのもの計 2 回提出 ③退職日がわかる書類の写し ※ 入園・転園後の転職の場合は、必ず事前にご相談ください。	・①退職月中 ・②③就労開始日から 2 週間以内
勤務条件の変更		①『 <u>変更届</u> 』 ②新しい条件の『 <u>就労証明書</u> 』	変更から 2 週間以内
勤務地・会社名等の変更		・『 <u>変更届</u> 』	
就学する		①『 <u>子どものための教育・保育給付認定・変更申請書</u> 』 ②在学証明書 ③時間割などのスケジュール、カリキュラム	就学開始日から 2 週間以内
妊娠した		①『 <u>変更届</u> 』 ②母子手帳のコピー(表紙、出産予定日がわかる部分) ※ 出産予定月を挟んで前後各 2 か月(合計 5 か月)は「妊娠・出産」事由となり標準時間認定で継続通園できます。 ※ 多胎児妊娠の場合は産前の認定期間が異なります。	
出産した		・『 <u>変更届</u> 』	出産後 2 週間以内
産後、育児休業を 取得する		・『 <u>育児休業証明書</u> 』 ※ 出産後、育児休業を取得し、上のお子さんが継続通園する場合等に当たります。育児休業期間中は短時間認定です。	出産後～ 育児休業開始前
住所変更	区内転居	・『 <u>変更届</u> 』	転居日から 2 週間以内
	区外転出	・『 <u>退園届</u> 』 ※ 転出後の継続通園・転出先自治体の保育園の申請等については、事前にご相談ください。	転出月中
結婚・離婚・障害者手帳の取得・ 帰化など世帯状況の変更		・『 <u>変更届</u> 』 ・変更内容の証明ができる書類	変更になった当月中

2. 育児休業を取得する際の、在園中の上のお子さんについて

(1) 育児休業中も、在園している上のお子さんの継続通園をご希望する場合

- 新たに生まれたお子さんの育児休業を取得する場合、上のお子さんの保育を必要とする事由がなくなるため、原則として保育園に通うことはできません。しかし、豊島区ではお子さんの保育環境を変えないため、特例として『**育児休業証明書**』の育児休業取得期間内で上のお子さんの継続通園を認めています。
- 最長で上のお子さんの卒園まで在園が可能です。
- 在園している上のお子さんを対象とした育児休業は取得できません。
- 育児休業開始前に『**育児休業証明書**』の提出が必要です。育児休業期間中は短時間認定となります。
- 育児休業終了後、復職日から2週間以内に『**復職証明書**』を必ず提出してください。元の会社に復職せず退職、転職した場合、退園となる場合があります。
- 育児休業期間を延長した場合は、延長後の期間が記載された『**育児休業証明書**』を再度提出してください。
- 区外保育施設在園の方は要件が異なることがあります。事前に入園グループへお問合せください。
- 区外の方が豊島区の認可保育所在園の場合、要件が異なります。

(2) 育児休業中で、在園している上のお子さんの転園・延長保育をご希望の方へ

保護者が育児休業を取得している期間は原則、転園・延長保育の申込みはできませんが、下表のいずれかの条件に該当する場合は、申込みが可能です。

<p>★上のお子さんの転園希望月の翌月1日までに下のお子さんの育児休業からの復職をする場合で、上のお子さんが転園可能な条件を満たしている。</p> <p>※ 転園の申込みについてはP27、延長保育の申込みについてはP15を参照</p>	<p>育児休業最終日の属する月から、転園・延長保育の申込みが可能。</p> <p>※ 転園後、育児休業取得の職場に育児休業前と同条件で復帰されないと、内定取消または月末で退園となります。</p>
<p>★上のお子さんが、年齢上限のある認可保育施設に在籍しており、転園可能な条件を満たしている。</p> <p>※ 転園の申込みについては、P27参照</p>	<p>育児休業中も転園の申込みが可能。</p> <p>※ 転園後も育児休業を継続して取得できます。</p>

3. 現況届（在園要件の確認）について

- 入園後、在園要件(保育を必要とする事由)の確認のため、毎年夏頃に現況届を送付します。
- その際に、在園要件を満たしていない、または書類をご提出いただけない場合は、継続通園ができなくなる場合があります。なお、詳細は別途通知いたします。

◇就労の事由で入園（転園）・在園の方は必ずご確認ください！

- 保育を必要とする事由が【就労】の場合、各保護者が年間を通じて最低就労基準以上で就労することが必要です（有給休暇ではない欠勤は就労日数に含めることができません）。
- 最低就労基準を下回った場合、継続通園ができなくなる場合がありますので、保護者の方の就労状況について、再度のご確認をお願いいたします。

◇入園・転園後の場合

- 入園・転園後は一定期間、申請時の就労証明書と同条件以上での就労が必要です。そのため、就労実績を確認させていただく際に、確認書類の提出を依頼する場合があります。転職・退職をされる場合は、事前にご相談ください。

最低就労基準

①月12日以上 ②月48時間以上

※①、②の両方を満たすことが必要です

4. 保育の停止について

入園児童がけが・病気のため、月の初日から末日まで1か月間通園できないと見込まれるときは、2か月に限り保育を停止することができます。

提出書類	①診断書（「療養期間」と「期間中保育園を利用できない旨」の記載が必要です） ②『 保育停止願 』※様式は、入園グループ窓口・各認可保育施設・豊島区ホームページ上にあります。
注意点	・適用には事前の相談が必要です。 ・申請の翌月1日より適用となります。 <u>事後の申請はできません。</u> ・月途中での適用はありません。 ・入園児童本人のけが・病気以外の家庭の事情(里帰り出産を含む)等の欠席には、この制度の適用はありません。 ・保育の停止が認められた場合、停止期間中の保育料を支払う必要はありません。 ・停止の扱いは一時的なものとなりますので、2か月を超えて登園が確認できなかった場合は、月末で退園となる場合があります。

5. 退園・転出について

(1) 退園する場合

退園するには『**退園届**』の提出が必要です。

※様式は、入園グループ窓口、各認可保育施設、豊島区ホームページ上にあります。

退園届の提出が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での保育が可能となった場合 ・区外転出をする場合（豊島区の認可保育所に継続通園する場合を含む） ・保育を必要とする事由に該当しなくなった場合 ・幼稚園や認可外保育施設等を利用するため保育園を退園する場合（P 4 4 よくあるご質問もご確認ください）
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・最終在園月の最終営業日までに入園グループに到着するように提出してください。その後の手続き等に影響が出る場合がありますので、お早めのご提出をおすすめいたします。 ・事後の届出は、認められません。登園していなくても、『退園届』が入園グループへ届いた日が属する月分までの保育料をお支払いいただきます。 ・4月2日以降の転出の場合で、区外転出後も豊島区保育施設に通園を希望される方は、転出先自治体が認めた場合、年度末までは転出先自治体から継続通園できますが、翌年4月以降は再申込み（転入予定なし扱いの入園申込み）となります。年齢によっては申込みを受付できません。（P 3 0（表）参照） ・退園届の取消はできません。届出は退園が確定してから行ってください。 ・保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、承諾された保育実施期間内でも退園となります。 ・2か月以上にわたって登園できないときは、特別な事情等がある場合を除き、退園となります。また、欠席の間も月額保育料がかかります。里帰り出産される場合も同様となりますのでご注意ください。

(2) 転出する場合

転出後に通園する保育園によって必要な手続きが異なります。いずれの場合も、①②両方の手続きをとってください。

転出後	手続き先	必要な手続き	手続き期限	注意点
豊島区の認可保育施設に継続通園する場合	①豊島区	<ul style="list-style-type: none"> ・『退園届』の提出 ※ 転出日の属する月の月末で豊島区民としての在園は終了します。 	転出日の属する月の最終営業日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・継続通園は当年度末まで可能ですが、翌年度以降は区外の方として新規の入園申込みが必要となります。 ・申込み可能な期間、要件等に制限があるため、翌年度の継続通園ができない場合があります。 ・申込制限については、P 2 9 ~ 3 0 をご覧ください。
	②転出先の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請 ・継続通園の手続き ※ 転出先の自治体によっては継続通園をしない場合もあるため事前にご確認ください。 ※ 転出前に豊島区入園グループに必ずご相談ください。 		
※ 転出先の自治体から、豊島区に期限までに書類が到着する必要があるため、お早めに手続きを済ませてください。期限を過ぎると原則継続通園できません。				
豊島区外の認可保育施設に入園を希望する場合	①豊島区	<ul style="list-style-type: none"> ・『退園届』の提出 ※ 転出日の属する月の月末で退園となります。 	転出日の属する月の最終営業日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・希望園所在地の市区町村の申込み締切日時時点で保護者とお子さんの住民登録がある自治体に入園に関する書類一式を提出してください。 ・転出後は、転出先の市区町村で、改めて入園の申込みをする必要があります。
	②転出先の市区町村	それぞれの自治体によって、手続き・必要書類・締切日が異なります。希望先市区町村の入園担当窓口で確認の上、豊島区入園グループへご相談ください。		

※ 転出後に認可保育施設の在籍を希望しない場合は、転出日の属する月の最終営業日までに豊島区へ『**退園届**』を提出ください。

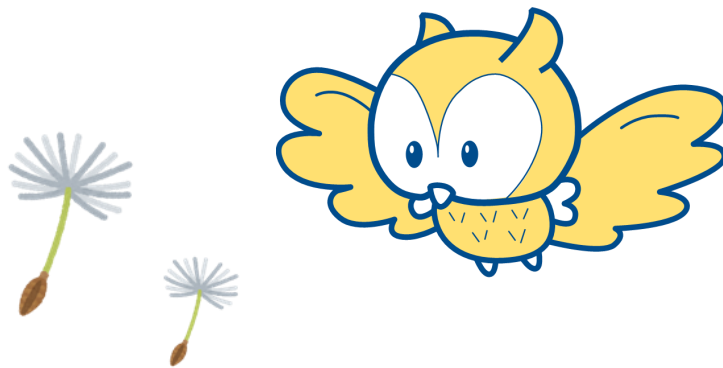
6. よくあるご質問

Q1. 現在保育園に通っていますが、これから認可外保育施設に入園したいです。
どのような手続きが必要ですか？

A. 退園届の提出が必要です（P 4 3 参照）。利用料の無償化を検討される場合は、P 4 8 と豊島区ホームページをご確認ください。また、認定の切り替えが必要です。要件に該当し、切り替えを希望する場合は、入園グループにご相談下さい。

Q2. 現在保育園の2歳児クラスに通園中で、4月から幼稚園に通園したいのですが、幼稚園の入園式が4月の途中からです。4月1日から月途中まで、子どもの保育はどうすればいいのでしょうか？

A. 4月以降は幼稚園の在籍となるので、幼稚園の預かり保育や一時保育（P 5 7 参照）をご利用いただくことになります。4月1日から月途中までの保育が必要となる場合は、事前に必ず幼稚園にご相談ください。また、3月末までに入園グループへ退園届の提出も必要です（P 4 3 参照）。



第6章 保育料について

1. 基本保育料について

(1) 金額の決定

- 各月の保育料は、**保護者全員分の住民税額等で決定します**（詳細は次ページを参照）
 - 令和6年4月～令和6年8月分の保育料→令和5年度の住民税額等で決定します。(令和4年分の所得)
 - 令和6年9月～令和7年3月分の保育料→令和6年度の住民税額等で決定します。(令和5年分の所得)
- 保育の必要量に応じて、「標準時間認定」と「短時間認定」の保育料が設定されます。
- 認可保育所(区立・公設民営・私立)、地域型保育事業とも保育料の計算方法は同じです。
- 保護者の収入が生活保護基準以下で、同居の祖父母等がいる場合、どちらか住民税額が高いほうの住民税額等も合算して保育料算定を行います。

(2) 住民税額の変更

- 令和5・6年度住民税の修正申告や更正をされた場合は、保育課入園グループへご連絡ください。
 - 同年度内に豊島区税務課で処理が完了した税額に限り、保育料の階層の再算定を行います。
- ※ 令和4・5年分所得税の修正申告や更正をされた場合も、令和5・6年度住民税額が変更される場合がありますので、ご確認ください。

(3) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化となりました。認可外保育施設等を利用される際の幼児教育・保育の無償化についてはP48を参照してください。

<対象者・利用料>

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべてのお子さんの保育料が無償化の対象となります。
(3歳になった時ではなく、3歳児クラスに上がった4月から無償化の対象になります)
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんは、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化の対象となります。
- 通園送迎費、行事費、延長保育の利用料等は無償化の対象外です。
- 認可保育所及び地域型保育事業における食材料費(副食費)は区が負担します。

<手続き>

- 認可保育所、地域型保育事業、認定こども園(保育所部分)に在園している方は手続き不要です。

Q.認可保育園の保育料はいつわかるの？

A.入園月の初め頃、保育課入園グループから保育料決定通知書
が郵送で届きます。



(4) 保育料基準表

(令和元年10月～)

各月初日に入所している児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（児童単位・単位：円）			
階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0
B	保育料算定区民税非課税の世帯	0	0	0	0
C1	保育料算定区民税均等割のみの世帯	3,400	3,300	0	0
C2	9,000円 未満の世帯	4,200	4,100	0	0
C3	9,000円～48,600円 未満	5,500	5,400	0	0
D1	48,600円～51,900円 未満	7,300	7,200	0	0
D2	51,900円～60,100円 未満	9,000	8,800	0	0
D3	60,100円～68,100円 未満	10,200	10,000	0	0
D4	68,100円～86,100円 未満	16,800	16,500	0	0
D5	86,100円～104,100円 未満	20,800	20,400	0	0
D6	104,100円～122,100円 未満	23,400	23,000	0	0
D7	122,100円～140,100円 未満	25,700	25,300	0	0
D8	140,100円～158,100円 未満	27,800	27,300	0	0
D9	158,100円～176,100円 未満	30,000	29,500	0	0
D10	176,100円～194,100円 未満	31,800	31,300	0	0
D11	194,100円～212,100円 未満	33,800	33,200	0	0
D12	212,100円～230,100円 未満	35,400	34,800	0	0
D13	230,100円～248,100円 未満	37,300	36,700	0	0
D14	248,100円～257,100円 未満	38,900	38,200	0	0
D15	257,100円～266,100円 未満	40,500	39,800	0	0
D16	266,100円～275,100円 未満	42,000	41,300	0	0
D17	275,100円～284,100円 未満	43,600	42,900	0	0
D18	284,100円～329,100円 未満	47,300	46,500	0	0
D19	329,100円～374,100円 未満	53,300	52,400	0	0
D20	374,100円～419,100円 未満	58,500	57,500	0	0
D21	419,100円～529,000円 未満	62,700	61,600	0	0
D22	529,000円～693,000円 未満	62,800	61,700	0	0
D23	693,000円～1,056,600円 未満	62,900	61,800	0	0
D24	1,056,600円 以上の世帯	63,000	61,900	0	0

(注) 保育料算定における区民税所得割額は、下記の控除を適用する前の税額です。

①住宅借入金等特別控除 ②寄附金税額控除 ③外国税額控除 ④配当控除 ⑤配当割額又は株式等譲渡所得控除

(注) 収入が一定額以下の方については、保育料負担軽減制度の対象になる場合があります。

(5) 納入方法

支払期限・方法（施設区分別）

	区立園・公設民営園・私立園	地域型保育事業
支払期限	毎月月末 ※ 月末が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日	
支払方法	①口座振替 ※ 別途手続きが必要です（下記参照） ②納付書 ※口座手続きがお済みでない場合 （コンビニエンスストア・ATMでは使用できません。） ※期限を過ぎてお支払いされた場合、「督促状兼納付書」が発行される場合がありますので、予めご了承ください。	各施設へ直接お問い合わせください。 施設により異なります。

● 口座振替の手続きの流れ・注意点(区立園・公設民営園・私立園の場合)

口座振替依頼書を記入（1～3枚目）

※「口座振替(自動払込)依頼書」は、入園グループ窓口および区内認可保育所にあります。

どちらかにご提出ください ※提出先①の方が早く手続きが進みます。

提出先①金融機関

※以下の手続きは金融機関によって対応が異なります。

提出先②入園グループ

※「お客様控」以外を提出(郵送提出可)。

※ 反映まで1～3ヶ月かかります。

「お客様控」のみ返却された
場合

※「区保管用」は金融機関
から直接入園グループへ
提出されます。

「区保管用」および
「お客様控」が返却された場合

入園グループに「区保管用」
を提出（郵送可）

区役所から金融機関へ確認

※ 直接金融機関に提出される場合より、
お手続きに時間がかかります。

お手続き終了

通知の送付

※ 区での手続きが終了後、「口座振替のお知らせ」を送付します。

(6) 注意点

- ・毎月1日時点で保育施設に在籍している場合は、その月1か月分の保育料がかかります。
やむを得ず長期欠席となった場合でも、保育料がかかります。ただし、お子さんのけが・病気等により長期欠席する場合で、事前の申請により保育停止が認められた場合は保育料がかかりません（P 4 2 参照）。
- ・食物アレルギーや園の行事等で、お弁当をご持参いただいた場合も、保育料の返還はありません。
- ・居宅訪問型保育事業では、事業者から給食の提供はありませんが、保育料から給食費分は差し引きません。
- ・口座振替は残高不足などで引落しができなかった場合、その分は再度引き落とすことができません。引落日前に残高確認をお願いいたします。なお、引落しができなかった場合は、後日お送りする「督促状兼納付書」でお支払いください。
- ・すでに兄弟姉妹が入園していて、口座振替をご利用の場合は、同一口座から引落しが可能ですので、入園グループにご連絡ください。その場合は新たに口座振替依頼書を提出する必要はありません。なお、兄弟姉妹で別々の口座からの引落しを希望する場合には、それぞれの口座の申込み手続きが必要です。
- ・口座振替開始月のお知らせが届くまでは、お送りする保育料納付書により金融機関窓口でお支払いをお願いいたします。

(7) 認可外保育施設等を利用する場合の幼児教育・保育の無償化について

認可外保育施設等を利用される場合でも幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。

<対象者・利用料>

- ・認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用（送迎のみの場合は除く）が対象となります。
- ※ 認可外保育施設とは、東京都認証保育所、一般的な認可外保育施設及びベビーシッター等を指します。
- ※ 認可保育所、地域型保育事業、認定こども園を利用していない方が対象となります。
- ・3歳児クラスから5歳児クラスまでのおさんは月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のおさんは、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
- ・認可外保育施設等を利用する場合の保育料は各施設に直接お問い合わせください。
- ・市区町村の「確認」を受けた施設のみが無償化の対象となります。豊島区内の無償化の対象となる認可外保育施設等については、区ホームページに掲載しています。豊島区外の認可外保育施設等については、各自治体へお問い合わせください。
- ・家庭の状況に変更があった場合は手続きが必要です。（P 3 9 ~ 4 0 参照）

<手続き>

- ・無償化の対象となるためには、豊島区から事前に「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。申請方法等については、豊島区ホームページをご確認ください。
- ・上記認定を受けた後に、豊島区へ施設等利用費の請求を行う必要があります。詳しくは、区ホームページをご確認ください。

スマートフォンやウェブから質問に答えていただければ無償化の対象になるかわかる
手続きガイドを公開しています。

▶ [豊島区ホームページ](#) > [子育て・教育・若者](#) > [保育](#)
[制度に関すること：幼児教育の無償化についてのご案内](#)
[幼児教育・保育の無償化について](#) > [幼児教育・保育無償化手続きガイドについて](#)



2. 多子軽減について

多子世帯のご家庭で、第2子以降の保育料が無料となる多子軽減の制度があります（小学生以上のお子さんも多子計算の対象となります）。また、ひとり親世帯等につきましては、条件によってさらに軽減されます。詳しくは下表をご覧ください。なお、別世帯に生計を一にする兄弟姉妹がいる場合は、入園グループまでご連絡ください。

(1) 多子世帯の保育料負担軽減

お子さん全員が小学生未満の世帯	小学生以上のお子さんがある世帯
<p>0歳～5歳児 クラス</p> <p>第1子 満額</p> <p>第2子以降 無料</p>	<p>小学1年生以上</p> <p>第1子</p> <p>0歳～5歳児 クラス</p> <p>第2子以降 無料</p> <p>⋮</p> <p>※ 小学生以上のお子さんが2人以上の場合でも、第2子以降は無料となります。</p>

(2) ひとり親世帯等*1の保育料負担軽減

区民税所得割額*2が77,101円未満の世帯を対象として軽減されます。

お子さん全員が小学生未満の世帯	小学生以上のお子さんがある世帯
<p>0歳～5歳児 クラス</p> <p>第1子 半額</p> <p>第2子以降 無料</p>	<p>小学1年生以上</p> <p>第1子</p> <p>0歳～5歳児 クラス</p> <p>第2子以降 無料</p> <p>⋮</p> <p>※ 小学生以上のお子さんが2人以上の場合でも、第2子以降は無料となります。</p>

*1 ひとり親世帯等について

教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属するものが下記に該当する場合

- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- 母子および父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で、現に児童を扶養している者
- 身体障害者手帳、療育手帳および精神保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
- 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)
- その他区長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

*2 区民税所得割額については、住民税額決定通知書や課税証明書をご確認ください。

3. 保育料の減免について

保育料の支払いが困難な場合、保護者からの申請で減額・免除となる場合があります。理由によって、必要書類と減額期間が異なります。詳細は保育課入園グループへご相談ください。

※ 保育料の減額・免除の適用は、『**保育料減額(免除)申請書**』と必要書類を提出された月の翌月からとなります。

※ 同時に2つ以上の減免理由を申請した場合、より減免額の大きい減免理由が適用されます。

	理由
①	生活保護を受けた場合
②	世帯の収入額が、生活保護法による保護の基準に満たない場合
③	今年度区民税（市町村民税）が非課税又は免除された場合（注1）
④	前年度又は今年度区民税（市町村民税）が徴収猶予又は納期の延長となった場合（注1）
⑤	前年度又は今年度区民税（市町村民税）が均等割の額以下に課税又は減額された場合（注1）
⑥	申請日の属する年に、災害、盗難、横領による損失を受けた場合
⑦	申請日の属する年に、多額の医療費を支出した場合
⑧	申請日の属する年に、3親等以内の親族かつ16歳以上65歳未満の稼働能力のない世帯員が増えた場合
⑨	申請日の属する年に、主たる働き手が失業した場合 ※申請日時時点で65歳未満であり、離職日から3か月以内かつ労働を開始していない必要があります。
⑩	世帯の前3か月の平均収入月額が、前年（1月から8月までの申請に関しては前々年）の平均収入月額より1割以上低額になった場合（再申請可能） ※報償費(ボーナス等)は含みません。 ※育児休業給付金を受けている場合は対象外。 ※必要書類は該当者以外の方の分も必要。
⑪	同一世帯内に、次の手帳の交付を受けている方がいる場合 ・身体障害者手帳 1～2級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級

(注1)

減免対象月により、前年度、今年度の対象が異なります。

◆令和6年4月～8月分の減免申請したい場合

前年度とは、**令和4年度**区民税(令和3年の1年間の収入分)

今年度とは、**令和5年度**区民税(令和4年の1年間の収入分)

◆令和6年9月～令和7年3月分の減免申請したい場合

前年度とは、**令和5年度**区民税(令和4年の1年間の収入分)

今年度とは、**令和6年度**区民税(令和5年の1年間の収入分)

第7章 その他の保育事業

1. 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。1号認定（教育標準時間認定）の園児と2号・3号認定（保育認定）の園児が、教育時間を一緒に過ごし、教育時間終了後、保育を必要とする園児は保育を受けることができます。豊島区では、私立要町幼稚園が平成27年4月より認定こども園（幼稚園型・単独型）になりました。

教育時間	おおむね9時から14時です。※園によって異なります。	
申込み方法	1号認定希望	園に直接申込みます。
	2号・3号認定希望	園によって申込み方法が異なる場合があります。入園希望園の所在地の自治体にお問い合わせください。

問合せ先 認定申請・利用申請申込みについて… 保育課入園グループ または 園所在地の自治体
施設や教育内容について… 各園に直接お問い合わせください。

（1）要町幼稚園

令和6年4月時点で、豊島区の認定こども園は、要町幼稚園のみです。

所在地	豊島区要町1-43-15（有楽町線・副都心線「要町」駅徒歩5分）				
連絡先(電話番号)	03-3957-6450				
対象年齢	3歳児～5歳児（4月1日現在の年齢）				
定員	70名				
	<内訳>				
	歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定定員	20名	20名	20名	60名
2号認定定員	3名	3名	4名	10名	
申込み先	4月の3歳児クラス（2号認定）のみ…豊島区保育課入園グループ 上記以外…要町幼稚園に直接ご相談ください。				
≪2号認定の詳細≫					
保育日	月曜日～金曜日 ※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は休園				
保育時間	8時～19時（9時～14時までは教育時間）				
保育料 ※ 令和5年度の負担額。今後変更になる場合があります。	特定負担額	環境整備費	40,000円（入園時に一括して納入）		
		教育配置充実費	40,000円（入園時に一括して納入）		
		教材充実費	11,000円（月額）		
	実費徴収	給食費	1食400円 ※ 外部搬入になります。		
		※ 年末年始とお盆に、給食センターがお休みの日があります。			
		※ その他制服代、行事参加の交通費や入場料等			

(2) 池袋幼稚園と池袋第五保育園の統合による分園型認定こども園の設置

豊島区では、より良い幼児教育・保育を提供できるよう池袋幼稚園、池袋第五保育園の2園を統合し、認定こども園へ移行することを計画しています。

計画の概要やこれまでに実施した説明会資料は、豊島区ホームページでも公開していますのでご覧ください。

- ▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > 認可保育施設（区立認可保育所、私立認可保育所等） > 区立認可保育所 > 池袋第五保育園



問合せ先 保育課公立運営グループ 03-3981-2028



2. 待機児童対策事業

豊島区では、**認可保育施設へ申込みをしたものの、内定が決まらなかった方**を対象とした事業を実施しています。

※ 待機児童対策事業のみを申込みすることはできません。連絡は内定連絡日以降になります。

(1) 千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）

認可保育施設の入園待機児童を解消するための対策として、豊島区が整備する認可外保育施設です。施設の基準は認可保育所（国基準）に、職員配置基準は東京都認証保育所（都独自基準）に準じています。

施設名称	千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）				
運営事業者	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団				
所在地	豊島区千早1-12-7（電話番号：03-3972-2701） （有楽町線・副都心線「要町」駅 徒歩10分）				
対象年齢	1歳児～3歳児（4月1日現在の年齢）				
利用定員	歳児	1歳児	2歳児	3歳児	合計
	定員	10名	6名	5名	21名
	※ 延長保育の定員は20名です。 ※ 待機児童対策事業のため、申込み状況により各歳児の定員が変更になる場合があります。				
保育日	月曜日～土曜日 ※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く				
保育時間	7時15分～18時15分 ※ 18時15分～19時15分は延長保育となります。				
料金	基本保育料：豊島区ホームページ参照 延長保育料：月極め 4,000円、スポット（単発）400円（1日） 支払方法：納付書				
負担減額制度	一定の要件を満たす保護者の方に、保育料を減額・免除する制度があります。詳細は、保育料減免について（P50）をご参照ください。				
入所手続	内定連絡後、事業者で面接・健康診断を実施し、入所決定を行います。				
継続通園するには？	入所後、保育の必要性を『現況届』により確認します。				
給食	アレルギー食の対応（除去・代替食）をします。				
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）に入園していることで、認可保育施設への入園を保証するものではありません。 認可保育施設への入園を希望する場合は、最初の申込み後6か月毎に入園グループに再度申込みが必要です。希望しない場合は申込みの必要はありません。 千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）に在籍しているお子さんが認可保育施設に内定が出た場合、千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）の継続通園はできません（認可保育施設の入園月の前月末で退園となります）。 入園後、家庭の状況等の変更が発生した場合や退園する場合は、認可保育施設と同様です。（P39～43参照）ただし、区外へ転出した場合は、転出した月末で退園となります。 保育料が1か月以上支払われない場合、退園の対象となります。 千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）を単独で申込みすることはできません。 				

※ 内容は令和5年10月1日現在のものです。待機児童対策事業につき、所在地・定員等内容が変わる場合もあります。

(2)居宅訪問型保育事業（自宅での保育）

利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業です。自宅以外（店舗、会社等）への派遣はできません。

※ 居宅訪問型保育者とは、居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者のことです。

対象年齢	豊島区在住で、認可保育施設の申込みをし、入園できなかった方で、生後6週経過児～2歳児の方（4月1日現在の年齢）
利用時間	詳細はP69をご確認ください。 なお、通常保育時間外は延長保育となり、別途1時間につき1,000円の料金がかかります。（最大20時15分まで）
利用料金	認可保育施設の保育料と同額です（P46参照）。 ※ 公共交通機関が不通の場合はタクシーを利用する場合があります、その際はタクシー代の実費が必要となります。 ※ 急な保育・延長保育追加は、別途運営事業者の定める金額が必要となります。 ※ 事業者から給食の提供はありませんが、給食費は差し引きません。
注意点	※ 障害のあるお子さん、通院中のお子さん、慢性疾患のおさんは利用不可の場合があります。 ※ 保育環境により利用ができない場合がありますので、申込みの際は、予めご了承ください。 ※ 申込み月の翌月からの利用開始となります。 ※ 下のお子さんを出産される場合、出産予定月の前後2か月（合計5か月間）は利用可能です。育児休業を取得される場合は利用終了となります。 ※ 居宅訪問型保育事業を単独で申込みことはできません。
利用開始日	利用開始日は、認可保育施設の入園希望月の翌月1日からとなります。 （例：入園希望月が5月の場合、居宅訪問型保育事業は6月1日より利用開始となります。） ただし、4月に入所をご希望の方に限り、当月よりご利用いただけます。
体験保育	各事業者に直接お申込みください。

<利用の流れ>

①確認書の送付	【対象者】0～2歳児クラスのお子さんで認可保育施設入園申込み時に入所申込書において、2園以上希望施設を記載したが保留となった方 認可保育施設入園内定の連絡日以降に対象の方へ、区から「居宅訪問型保育事業確認書」をご自宅に送付します。
②確認書の提出	利用を希望される方は、「居宅訪問型保育事業確認書」の各項目に回答していただき、期日までにご提出ください。提出期日は確認書に記載します。 ※「居宅訪問型保育事業確認書」の注意事項および裏面を必ずご確認ください。
③利用選考	定員より希望者が多数の場合は、通常の入園と同様に利用調整（選考）を行い、利用者を決定します。
④事業者から利用者へ連絡	運営事業者より利用者へ、利用に関しての連絡があります。 保育内容や利用時間等は、運営事業者と調整していただけます。
⑤利用開始	運営事業者が行う入会訪問にて、保育環境等の確認をさせていただきます。 その後、利用開始について運営事業者と豊島区の協議を経て利用開始となります。

<利用開始後の転園申込みについて>

- 利用開始後、入園申込みの有効期限内は転園申込みすることなく翌月から転園の対象となります。有効期間内に転園できず、引き続き転園をご希望になる場合は転園申込書での再申請が必要となります。再申請については、入園グループの窓口、電子申請または郵送で受付をしています。
- 居宅訪問型保育事業を利用開始後に認可保育施設の内定が出た場合、居宅訪問型保育事業の継続利用はできません。
- 利用開始後、希望する保育園に居宅訪問型保育事業よりも希望順位が低い保育園がある場合は、申込み締切日までに『**希望施設変更届**』を提出してください。

問合せ先 保育課入園グループ 03-3981-2140

3. 東京都認証保育所

東京都認証保育所とは、設置面積、保育士資格等で東京都が定める設置基準を満たしている施設です。豊島区では運営経費の一部を助成しています。**申込み方法・欠員状況等は、各保育施設へ直接お問い合わせください。**

◇対象 **A型：0歳から小学校就学前までの乳幼児** **B型：0歳～3歳未満の乳幼児**

(令和5年10月1日現在)

		施設名	所在地	電話番号
A型	1	保育所まゐ東池袋駅前園	東池袋4-21-1アウルタワー1F	03-3980-5511
	2	ポピンズナーサリースクール池袋	池袋本町4-46-11 プライドシティ池袋本町1F	03-5957-2145
	3	グローバルキッズ南長崎園	南長崎4-5-20 アイテラス落合南長崎3F	03-3950-0405
B型	4	つくしんぼ保育所	北大塚1-11-19ヴィラノア1F	03-3949-7323
	5	あゆみ保育園	雑司が谷2-7-16	03-3971-0972

※ 他の区市町村にある認証保育所一覧については、下記のホームページをご覧ください。

▶ [東京都福祉局 > 分野別のご案内 > 子供家庭 > 保育サービス > 認証保育所について](#)

東京都認証保育所一覧（A型・B型）（東京都福祉局ホームページ）

<認証保育所利用者に対する保育料補助について>

- 豊島区では、保育の必要があるお子さんをお持ちで東京都認証保育所（区内・区外）を利用されている保護者に、保育料負担軽減補助を行っています。認証保育所の保育料と認可保育所に通所していたなら支払う想定保育料等との差額を1,000円単位で補助します。
- 補助については、一定の条件があり、保育の必要性については子ども・子育て支援制度の認定（P10～12参照）により判断いたします。
- 補助と幼児教育・保育の無償化は併用できます。その場合、無償化による給付額を差し引いて補助額を決定します。
- 認可保育施設等に入園が決まった月からは補助の対象外となります。
- 詳しくは、豊島区のホームページをご覧ください。なお、保育課窓口にて制度のご案内や申請書をお渡ししています。

▶ [豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > 補助金・助成金に関すること](#)

認証保育所利用者に対する保育料負担軽減補助

- 区外や海外から転入のため豊島区で住民税を課税していない場合、課税証明書等のコピー等が必要となります。

問合せ先 保育課私立保育所グループ 03-3981-1823

4. 企業主導型保育事業

企業が主に従業員の子どもを保育の対象として実施している保育施設です。地域住民のための地域枠を任意で設けている場合もあります。認可外保育施設指導監督基準を満たしている場合、国から保育所の運営費・整備費の助成金が出ます。任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることも可能となっており、就労要件などを満たせば、区の保育認定を必ずしも必要とせずに利用契約ができます。保育料は、各保育施設によって異なります。

申込み方法・欠員状況等は、各保育施設へ直接お問い合わせください。

(令和5年10月1日現在)

	施設名	所在地	電話番号
1	ほほえみキッズ園駒込	駒込1-43-13 安藤ビル2階	03-5981-8891
2	ぬくもりのおうちママサポート保育巣鴨園	巣鴨1-21-9	03-6902-2177
3	りとるういず巣鴨駅前保育園	巣鴨1-32-3	03-6902-9615
4	りとるういず大塚駅前保育園	東池袋2-12-3	03-5985-4348
5	こどもの王国保育園 西池袋園	西池袋4-8-20	03-5985-0059
6	池袋たいよう第三保育園	池袋1-10-10	03-6709-0460
7	Bic Kids	池袋2-60-6 グランドメゾン池袋一番館105	03-6709-2111
8	北池袋さくらキッズ保育園	池袋本町1-40-10 コープオリンピア1階	03-6914-0699
9	フェニックスキッズ目白高田	高田1-29-4	03-6914-2883
10	東長崎つばめ保育園	南長崎5-24-8 SOTOKIWA1階	03-5906-5133



5. 一時保育（一時預かり事業）

ご家庭で育児されている方が、通院・仕事・PTA・リフレッシュなど、お子さんを預けて用事を済ませたいとき1時間単位（アンソレイユ保育園とおうち保育園すかもは2時間から利用可能）でお預かりする事業です。**事前に利用登録が必要**ですので、詳細は各保育施設にお問い合わせください。

利用対象者は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、臨時保育所を**利用していない**生後6か月から就学前のお子さんで、集団保育が可能なお子さんとなります。

★一時保育実施施設

実施施設		所在地	電話番号	対象年齢	利用料
子ども家庭支援センター	東部子ども家庭支援センター	上池袋2-35-22	03-5980-5275	10か月～	1時間 500円
	西部子ども家庭支援センター	千早4-6-14	03-5966-3131		
区立保育園	駒込第一保育園	駒込7-7-22	03-3917-0647 (一時保育専用)	満1歳～	
	巣鴨第一保育園	巣鴨3-15-20	03-3910-8902 (一時保育専用)		
	東池袋第二保育園	東池袋2-34-1	03-3988-3580 (一時保育専用)		
	池袋第二保育園	池袋本町3-4-5	03-3987-4001 (一時保育専用)		
	池袋第五保育園	池袋3-26-22	03-3987-4656 (一時保育専用)		
	目白第二保育園	目白2-23-9	03-3986-6265 (一時保育専用)		
	南長崎第二保育園	南長崎2-3-21	03-3952-4100 (一時保育専用)		
高松第二保育園	高松1-7-13	03-3955-8423 (一時保育専用)			
私立保育園	若草保育園	南大塚1-10-3	03-3945-6372	満1歳～	各施設にご確認ください
	同援さくら保育園	南池袋3-7-8	03-5957-7510		
	大塚りとるぱんぷきんず	南大塚3-33-1 JR大塚南口ビル5階	03-5928-0837		
	西巣鴨さくらそう保育園	西巣鴨1-1-13	03-5907-5110		
	アンソレイユ保育園	北大塚3-12-12	03-6903-7410	1歳児クラス～ (離乳食完了後)	
	せんかわみんなの家	要町3-54-8	03-3530-5735	1歳児クラス～	
	クオリスキッズ東池袋保育園	東池袋4-34-9	03-6709-1411	満1歳～ (離乳食完了後)	
	たんぽぽ (椎名町ひまわり保育園 子育て支援室)	長崎4-15-3	03-3973-0275		

実施施設		所在地	電話番号	対象年齢	利用料等
地域型保育事業	おうち保育園すがも 一時保育室	巣鴨5-23-8 ソシエ巣鴨1階	03-5972-1245 (一時保育専用)	生後6か月～	各施設に ご確認ください
地域型保育事業 (余裕活用型)	このえ駒込小規模保育園	駒込3-3-16 サンハイツ駒込1階	03-5972-4990	満10か月～ 2歳児クラス	<ul style="list-style-type: none"> 各施設にご確認ください 「余裕活用型」は、施設の空き定員がない場合はお預かりできません。
	おうち保育園すがも	巣鴨5-23-8 ソシエ巣鴨1階	03-5972-1224	満10か月～ 2歳児クラス	
	やまのみ池袋保育園	西池袋5-26-16	03-6905-8730	満10か月～ 2歳児クラス	
	イルカ保育園	池袋2-15-2 武蔵屋第二ビル1階	03-5391-3818	満10か月～ 2歳児クラス	
	北大塚すくすくルーム	北大塚3-18-19	03-3910-8533	満1歳～ 2歳児クラス	
	長崎すくすくナーサリー	長崎5-9-15 ベルメゾン長崎105号	03-3974-3335	1歳児クラス～ 2歳児クラス	
	高田チャイルドルーム	高田3-7-13 1階	03-6903-1546	満10か月～ 2歳児クラス	
要町ひよこ保育室	千早1-22-8-102号	03-5926-4036	満10か月～ 2歳児クラス		

※ 認証保育所については、各施設にお問い合わせください。(P55参照)

▶ 豊島区ホームページ> 子育て・教育・若者> 保育> その他保育サービスに関すること> 一時預かり事業

6. 休日保育

子育てと就労の両立支援の一環として、就労等の理由により休日に保護者が家庭でお子さんの保育ができないときに、保護者にかわり指定された認可保育所で保育する事業です。

利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかる場合があります。

※ **利用登録・問合せは各施設へ連絡してください。**

対象児童	豊島区内に住所を有し、認可保育施設（地域型保育事業を含む）・東京都認証保育所・千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所）に在籍しているお子さん				
利用年齢	利用日現在、満1歳を経過していること。				
実施場所	利用予定の休日保育実施施設で、事前に利用登録が必要です。				
	施設名	運営法人	所在地		
	同援さくら保育園	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	南池袋3-7-8		
	西巣鴨さくらそう保育園	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	西巣鴨1-1-13		
	せんかわみんなの家	社会福祉法人 つばさ福祉会	要町3-54-8		
おおつかほうゆう保育園	社会福祉法人 豊友会	北大塚1-21-13			
	電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735	03-3576-2200

▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > その他保育サービスに関すること > 休日保育

7. ファミリー・サポート・センター

下記事業を行っています。詳細は、事務局までお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の家庭を支援するために『子育ての手助けをしてほしい方』（利用会員）と『子育ての手助けがしたい方』（援助会員）が地域の中で子育ての相互援助を行う事を目的としています。様々な都合で、保護者の方がお子さんをみる事ができないときに援助します。 援助内容は軽易で短期的、補助的なもの（保育施設等の送迎や預かりなど）です。病児預かりは不可です。 会員登録が必要です。
利用料	平日7時～19時：1時間800円 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）および上記以外の時間：1時間900円
利用可能時間	7時～20時 ※ 援助会員が可能な場合6時～22時（但し22時を超えないこと）

問合せ先 豊島区ファミリー・サポート・センター事務局 03-3981-2146

▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 子育て > ファミリーサポートセンター



8. 短期特例保育

保護者が出産や病気での入院、または看護を要する家族がいる等の緊急な理由で、一時的にお子さんの保育が必要なときに、**同年齢クラスに欠員のある場合のみ、認可保育所（地域型保育事業を除く）**で保育する事業です。欠員状況については、豊島区ホームページをご参照ください（欠員があっても保育できない場合があります）。

対象児童	<p>豊島区に住所のある、生後8週経過児から小学校就学前までの健康で特別な配慮が必要のない集団保育が可能な児童。</p> <p>※ 幼稚園在籍、認定こども園（1号）在籍の場合も一定の条件を満たせば利用できます。</p> <p>※ 里帰り出産で利用する場合、里帰り先が豊島区であれば、区外住所の方も利用できます。</p> <p>※ 生後4か月経過児からの保育園もあります。</p>
利用理由	<p>保護者が以下の理由で、緊急に保育が必要な場合に利用できます。</p> <p>①家族の入院・自宅療養のため、保護者が看護にあたる時。</p> <p>②保護者が病気、出産等で入院するとき。</p> <p>③保護者が自宅療養や通院（週3日以上通院し、1日4時間以上を要する場合）するとき。</p> <p>④保護者が葬儀を主催または出席するとき。</p> <p>⑤保護者が死亡、行方不明等で不在のとき。</p> <p>⑥保護者が災害等により復旧作業に従事するとき。</p>
保育期間	<p>1回につき1ヶ月以内（月をまたいでの利用ができないことがあります）。</p> <p>※ 出産理由は、出産予定日をまたいだ期間にする必要があります。</p>
利用の流れ	<p>①保育課入園グループへ相談（電話可） 保育が必要な理由など、ご事情をうかがい、利用可能で空きがあれば保育園を内定します。 ※ 欠員のある園のご案内は、各月の内定連絡日（P7参照）の翌営業日以降に可能となります。 入園グループまでお問合せください。なお、同じ園に複数名希望があった場合は先着順となります。</p> <p>②内定後、必要書類を提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>必要書類</p> <p>(1)『短期特例保育申請書』(所定様式)</p> <p>(2)『児童の健康証明書』(所定様式)</p> <p>(3)児童の健康保険証</p> <p>(4)保育を必要とする証明書 （出産：生まれる子どもの母子手帳 / 病気・看護等：診断書、入院証明書等）</p> <p>※ 豊島区ホームページよりダウンロードできます。 ※ その他、保育園独自の様式の書類の提出が必要な場合があります。</p> </div> <p>③保育内容等の面接 面接終了後、保育を必要とする日から利用可能です。（利用開始後、慣れ保育期間があります。）</p>
保育時間	<p>基本保育時間 8時30分～17時（月～金曜日）</p> <p>※ 必要に応じて、19時15分まで利用できる保育施設もあります。 基本保育時間を超える場合は、年齢に条件があります。</p>
保育料	<p>児童1名につき 基本保育料 2,000円（日額）（3歳以上でも有料になります） 延長保育料 400円（1時間）</p> <p>※ 利用後、料金の納付通知書を送付しますので、郵便局・金融機関等の窓口でお支払いください。 ※ 世帯の住民税課税状況等により利用料免除の制度があります（里帰り出産による利用を除く）。</p>

問合せ先 保育課入園グループ 03-3981-2140

9. 訪問型病児保育利用料助成制度

お子さんが病気やケガをして登園できない時に、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型病児保育を利用した際の利用料の一部を助成する事業です。

対象児童	<p>以下の項目に該当しているお子さん</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊島区に住所がある。 2. 教育・保育給付認定（2号か3号）があること、施設等利用給付認定（2号か3号）があること、または保護者が就労証明書（発効後6か月以内のもの）を提出できること。 3. 以下の保育施設に在籍している。 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育施設（地域型保育事業を含む） ・千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所） ・東京都認証保育所 ・東京都及び児童相談所設置区に届出をしている認可外保育施設 ・幼稚園に在籍し、預かり保育を月10日以上利用している。（園の発行する預かり証の添付が必要です。） ・認定こども園に在籍し、預かり保育を月10日以上利用している。（園の発行する預かり証の添付が必要です。） 4. 居宅訪問型病児保育サービスの利用日前後7日間以内に医療機関を受診していること。 5. その他、特に区長が認めたもの。
内容	<p>助成対象額</p> <p>ベビーシッター利用時の自宅における病児保育にかかる費用で、現金に値する額に相当する額</p> <p>※ 入会金・年会費・月会費（実際にベビーシッターを利用した場合の保育料に充当する場合は対象）、登録料、交通費、シッター保険料、予約に必要な追加オプション、各種クーポン券の利用は含まれません。</p>
	<p>限度額</p> <p>児童1名当たり 1日 20,000円 年間（年度単位）100,000円</p> <p>※ <u>助成対象となる民間ベビーシッター事業者等の範囲は、区ホームページの事業者案内にてご確認ください。</u> 利用に際し、<u>事前登録を必要とする事業者もあります。</u></p>
利用の流れ	<p>(1)居宅訪問型病児保育のサービスを受け、ベビーシッター事業者等に利用料を支払います。</p> <p>(2)豊島区保育課に、以下の書類をそろえて助成金交付の申請をします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①『<u>訪問型病児保育利用料助成金交付申請書</u>』（所定様式） ②『<u>請求書兼口座振替依頼書</u>』（所定様式） ③サービスの利用に係る領収書及び利用明細書の写し ④医療機関を受診したことが分かるもの(例：診療明細書、レシート、処方箋などの写し) <p>※ 郵送提出可。①と②の用紙は、豊島区ホームページよりダウンロードできます。</p> </div> <p>(3)提出された申請書類等を審査した後、「交付決定通知」または「不交付決定通知」が送付され、交付決定者の指定口座に助成金が振り込まれます。</p> <p>※ 詳細は、豊島区ホームページをご覧ください。</p>

問合せ先 保育課私立保育所グループ 03-3981-1823

▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > 補助金・助成金に関すること > 訪問型病児保育利用料助成

10. 病児・病後児保育

認可保育施設等に通っているお子さんが、ケガや病気の回復期などで集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

対象児童	<p>豊島区内に住所を有し、教育・保育給付認定、施設等利用給付認定がある、または、保護者が就労証明書を提出できる、下記の施設を利用しているお子さん。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認可保育施設（地域型保育事業を含む） 2. 千早さくらそう保育園（豊島区臨時保育所） 3. 東京都認証保育所 4. 幼稚園（預かり保育を月10日以上利用し、預かり証を提出できる。） 5. 認定こども園（預かり保育を月10日以上利用し、預かり証を提出できる。） 6. 東京都及び児童相談所設置区に届出をしている認可外保育施設 <p>上記「お預かりできるお子さん」のうち、2～6に該当する場合、幼児教育・保育の無償化の対象になる場合があります。詳しくは豊島区ホームページ等をご覧ください。マスク使用が必要な場合があります。</p>
注意事項	<p>利用日現在、満1歳を経過していることが必要です。※登録は、生後11ヶ月を過ぎてから可能です。</p>
お預かりできる症状の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾患 2. 水痘、風疹等の伝染性の疾患 3. 喘息等の慢性疾患 4. やけど、骨折等の外傷性疾患 5. その他医師が利用可能と判断した疾患 <p>※ いずれも医師による「病児・病後児保育の利用に支障がない（急性期を過ぎている、感染の恐れがない）」という診断が必要です。上記のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、利用を制限させていただく場合がございます。詳しくは豊島区ホームページをご覧ください。</p>
登録申請	<p>事前に利用登録申請の手続きが必要です。</p> <p>下記書類に必要事項を記入・押印の上、保育課私立保育所グループにご提出ください（郵送可）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①『利用登録(申請)書』 ②『児童票』 ③『利用登録確認書』 ④『利用料減額免除申請書』（必要な方のみ）
利用料	<p>1人1日 2,000円（診療所併設型は2,200円）</p> <p>※ 保育所併設型で給食を希望する場合、別途1日500円が必要になります。</p> <p>※ 利用料は、利用日ごとに当日お子さんをお預けになる際に直接施設へお支払ください。</p> <p>※ 支払方法は施設によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。</p>
負担軽減制度	<p>下記の世帯は利用料の減免申請を提出いただくことで無料または半額となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料が無料となる世帯 – 生活保護世帯 ・ 保育料が半額となる世帯 – 保育料算定区民税非課税世帯

<実施場所>

	施設名	所在地	電話番号	利用日	利用時間	定員 (予約順)
保育所併設型	同援さくら保育園 病後児保育室	南池袋3-7-8	03-5957-7510	月～金曜日 ※祝日・年末年始 (12月29日～ 1月3日)を除く	7時15分～ 18時15分	2名/1日
	西巣鴨さくらそう保育園 病後児保育施設	西巣鴨1-1-13	03-5907-5110			
	せんかわみんなの家 病後児保育室	要町3-54-8	03-3530-5735			
診療所併設型	田村医院 ピヨピヨ病児・病後児保育室	池袋本町1-45-16	03-5985-1424	月・火・木・金 ※祝日・年末年始 (12月29日～ 1月3日)を除く	8時15分～ 18時15分	4名/1日
	ちあふるクリニック東池袋 小児科病児保育室	東池袋4-2-1プラウドタワー 東池袋ステーションアリーナ 303	070-4355-0375			

登録・問合せ先 保育課私立保育所グループ 03-3981-1823

▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > その他保育サービスに関すること > 病児・病後児保育事業

第8章 豊島区保育施設一覧

- ・ 認可保育所、地域型保育事業の申込み方法・保育料の決め方は同じです。
 - ・ 定員や延長保育時間等は、作成時点での令和6年4月1日現在の予定です。予告なく変更する場合があります。
 - ・ 0歳児保育は、6週経過児⇒入所開始日に生後43日目（出生日の翌日から起算）以降のお子さんから、8週経過児⇒入所開始日に生後57日目（出生日の翌日から起算）以降のお子さんからお預かりできます。
 - ・ （社福）とは社会福祉法人、（特非）とは特定非営利活動法人（NPO法人）、（株）とは株式会社のことです。
 - ・ 年齢別の数は定員であり募集人員ではありません。
 - ・ 毎月の欠員数は豊島区ホームページにて、入園月の前月初旬に公開します。
 - ・ 年齢制限のある地域型保育事業の卒園児（2歳児クラス）が認可保育所（公設公営(区立)・公設民営）の3歳児クラスに転園するための受入定員は、右表「認可保育所（公設公営(区立)・公設民営）」3歳児定員とは別に設定しています。したがって、右表の「認可保育所（公設公営(区立)・公設民営）」の3歳児クラスは、定員を上回って地域型保育事業の卒園児が在籍している場合があります。
 - ・ 保育施設によっては、歳児制ではなく、合同保育を行う保育施設もあります。
- ※1 駒込第一保育園・東池袋第二保育園・西池袋第二保育園・池袋第五保育園・目白第二保育園・高松第二保育園において、給食調理業務を委託しています。また、順次区立保育園給食は調理業務委託を実施予定です。
- ※2 高南保育園・南長崎第一保育園・長崎保育園・巣鴨第一保育園は、今後、園舎の改修・改築工事を予定しています（下表参照）。
- ※3 池袋第五保育園は池袋幼稚園と統合し、認定こども園へ移行することを計画しています。

園舎の改修予定

以下の保育園では、施設・設備の老朽化により園舎の改修・改築工事を予定しております。

各園の工事内容、工事期間等をお知らせいたします。

※ 工事期間は今後変更になる場合があります。また以下の保育園のほかにも、施設の状況に応じて順次改修工事等の検討を行います。

園名	工事内容	期間（予定）	仮設園舎		
			使用有無	場所	
区立	高南保育園	改築工事	令和5～6年度	有	高南小学校校庭内（高田2-12-7）
	南長崎第一保育園	全面改修工事	令和5年度 ※令和6年2月改修工事終了予定	有	旧千早児童館跡地（千早3-13-8）
	長崎保育園	全面改修工事	令和6年度	有	旧千早児童館跡地（千早3-13-8）
	巣鴨第一保育園	改築工事	未定（令和7年度以降）	有	旧保健福祉部分庁舎跡地（巣鴨4-22-17）

問合せ先 保育課公立施設管理グループ 03-3981-2028

1.認可保育所 (公設公営(区立)・公設民営)

	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育		所在地		電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公設公営(区立)	1	駒込第一保育園 ※1	豊島区	8週 経過児	7時15分～ 18時15分 ※生後8か月 までは 8時30分～ 17時00分	19時 15分	各園20名 ※20時までの 実施園に ついて 上記定員 のうち 19時15分 以降の受入は 定員10名 ※延長保育は 満1歳から 利用可	駒込	7-7-22	03-3917-0644	108	12	18	19	19	20	20
	2	巣鴨第一保育園 ※2				19時 15分		巣鴨	3-15-20	03-3910-8900	106	12	18	18	18	20	20
	3	西巣鴨第三保育園				20時 00分		西巣鴨	1-2-14	03-3940-2341	114	12	18	18	18	24	24
	4	東池袋第二保育園 ※1				19時 15分		東池袋	2-34-1	03-3988-3570	101	10	15	18	18	20	20
	5	西池袋第二保育園 ※1				19時 15分		西池袋	4-22-18	03-3957-7521	97	8	15	17	17	20	20
	6	池袋第一保育園				19時 15分		上池袋	3-39-11	03-3916-8568	111	12	16	19	19	22	23
	7	池袋第二保育園				19時 15分		池袋 本町	3-4-5	03-3987-4648	101	9	14	17	17	22	22
	8	池袋第五保育園 ※1 ※3				19時 15分		池袋	3-26-22	03-3987-4653	113	13	17	20	20	21	22
	9	高南保育園 ※2				19時 15分		高田	1-24-14	03-3987-6845	92	9	13	16	16	18	20
	10	目白第一保育園				19時 15分		目白	5-18-2	03-3953-2293	101	9	16	19	19	19	19
	11	目白第二保育園 ※1				19時 15分		目白	2-23-9	03-3986-6261	102	12	17	17	17	18	21
	12	南長崎第一保育園 ※2				19時 15分		南長崎	5-23-7	03-3952-6375	103	11	14	18	18	20	22
	13	南長崎第二保育園				19時 15分		南長崎	2-3-21	03-3952-4761	96	9	15	16	16	20	20
	14	長崎保育園 ※2				19時 15分		長崎	3-7-7	03-3955-6171	104	12	16	18	18	20	20
	15	要町保育園				19時 15分		要町	3-17-11	03-3955-6141	102	14	15	16	16	20	21
	16	高松第二保育園 ※1				19時 15分		高松	1-7-13	03-3955-8421	101	10	15	18	18	20	20
公設民営	17	駒込第三保育園	(社福) 豊島区 社会 福祉 事業団	8週 経過児	7時15分～ 18時15分 ※生後8か月 までは 8時30分～ 17時00分	24名	駒込	2-2-3	03-3915-8677	109	9	15	19	21	22	23	
	20名	南大塚				2-36-3	03-3946-7688	106	12	14	18	20	21	21			
										区立・公設民営 計	1,867	195	281	321	325	367	378

※ 1～3については前ページをご確認ください。

2-1.認可保育所 民設民営（私立）

	保育園名	運営法人	0歳児 保育	基本保育 時間	18時15分 以降の 延長保育	所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
19	ミアヘルサ保育園ひびき駒込	ミアヘルサ (株)	8週 経過児	7時15分 ～ 18時15分	19時 15分	10名	駒込	1-28-16 本澤ビル2階、3階	03-6912-1407	30	6	12	12		
20	コンビプラザ駒込ちどり保育園	コンビウイズ (株)	8週 経過児		20時 15分	15名	駒込	3-3-19 ORCHID PLACE 2階、3階	03-6903-6531	70	6	11	12	12	29
21	さくらさくみらい 駒込	(株) さくらさくみらい	8週 経過児		20時 15分	10名	駒込	3-21-4	03-5980-9379	63	6	10	11	12	24
22	キッズパートナー-駒込	ケアパートナー (株)	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	駒込	4-4-9	03-5980-9130	70	6	10	12	14	28
23	駒込第二若草保育園	(社福) 若草保育園	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	駒込	5-1-3	03-3949-9152	100	10	14	17	17	42
24	太陽の子 巣鴨駅前保育園	HITOWA キッズライフ(株)	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	巣鴨	1-14-8 中野ビル2階、3階	03-5981-7840	70	6	10	12	12	30
25	ういず巣鴨駅前第二保育園	(株)WITH	-		19時 15分	定員 なし	巣鴨	1-26-4	03-6902-1571	60		12	12	12	24
26	ういず巣鴨駅前保育園	(株)WITH	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	巣鴨	3-23-12	03-5980-7085	60	6	10	11	11	22
27	西巣鴨さくらそう保育園	(社福)豊島区 社会福祉 事業団	8週 経過児		20時 15分	25名	西巣鴨	1-1-13	03-5907-5110	136	12	24	24	24	52
28	キッズガーデン西巣鴨	(株)Kids Smile Project	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	西巣鴨	1-15-12	03-5944-5360	50	6	7	10	10	17
29	おはよう保育園 西巣鴨	(株)おはようキッズ	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	西巣鴨	1-22-8	03-6903-4560	60	6	10	11	11	22
30	西巣鴨・学びの保育園	(社福)育木会	8週 経過児		19時 15分	20名	西巣鴨	4-13-5 朝日シティパリオ 西巣鴨2階	03-6903-7233	60	6	10	12	12	20
31	グローバルキッズ西巣鴨園	(株)グローバルキッズ	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	西巣鴨	4-20-4 ヴェルテラスすずき 1階	03-3576-0666	26	6	10	10		
32	おおつかほうゆう保育園	(社福) 豊友会	-		19時 15分	定員 なし	北大塚	1-21-13	03-3576-2200	70		14	14	14	28
33	アンソレイユ保育園	(社福) みどりの森	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	北大塚	3-12-12	03-6903-7410	110	9	18	18	21	44
34	東進ポップキッズ 大塚キャンパス	(社福) 東進	-		20時 15分	15名	北大塚	3-31-3 スプリングヒルズ	03-5974-2525	70		10	12	16	32
35	若草保育園	(社福) 若草保育園	6週 経過児	19時 15分	20名	南大塚	1-10-3	03-3945-6372	160	20	30	30	30	50	
36	大空と大地のなーさりい 第一南大塚園	(株)キッズ コーポレーション	8週 経過児	19時 15分	定員 なし	南大塚	2-26-15 南大塚ビル2階	03-6902-9891	66	6	10	11	13	26	
37	大空と大地のなーさりい 第二南大塚園	(株)キッズ コーポレーション	8週 経過児	19時 15分	6名	南大塚	2-26-15 南大塚ビル3階	03-6902-2871	60	6	10	10	11	23	
38	キッズガーデン南大塚	(株)Kids Smile Project	8週 経過児	20時 15分	定員 なし	南大塚	3-20-6 VORT大塚FT3階	03-5927-8435	60	6	10	11	11	22	
39	大塚りとりばんばんず	(社福)清香会	8週 経過児	20時 15分	30名	南大塚	3-33-1 JR大塚南口ビル5階	03-5928-0837	60	6	9	10	11	24	
40	ニチイキッズ かみいけぶくろ保育園	(株) ニチイ学館	8週 経過児	19時 15分	定員 なし	上池袋	2-35-15	03-5961-0560	70	6	10	14	14	26	
41	キッズガーデン上池袋	(株)Kids Smile Project	8週 経過児	19時 15分	定員 なし	上池袋	4-29-9 3階	03-5972-1711	49	6	9	9	10	15	
42	さくらさくみらい 上池袋	(株) さくらさくみらい	8週 経過児	20時 15分	10名	上池袋	4-47-9	03-6903-7715	60	6	10	10	12	22	
43	まちの保育園 東池袋	(社福) 毛里田睦会	8週 経過児	19時 15分	定員 なし	東池袋	2-6-2 ロイヤルアネックス1階	03-6915-2773	49	6	8	8	9	18	
44	東池袋第一保育園	HITOWA キッズライフ(株)	8週 経過児	20時 15分	定員 なし	東池袋	2-60-19	03-3987-4621	110	9	19	19	20	43	
45	AIAI NURSERY 第一東池袋	AIAI Child Care (株)	3ヶ月 経過児	19時 15分	定員 なし	東池袋	3-22-17 東池袋セントラル プレイス1階	03-5927-9024	60	6	10	11	11	22	
46	AIAI NURSERY 第二東池袋	AIAI Child Care (株)	-	19時 15分	定員 なし	東池袋	4-2-1-201 プラウドタワー-東池袋 ステーションアリーナ	03-6903-1984	50		10	10	10	20	

2-2.認可保育所 民設民営（私立）

No.	保育園名	運営法人	0歳児 保育	基本保育 時間	18時15分 以降の 延長保育		所在地		電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
					19時 15分	定員 なし	東池袋	4-34-9								
47	クオリスキッズ東池袋保育園	(株)クオリス	-	7時15分 ～ 18時15 分	19時 15分	定員 なし	東池袋	4-34-9	03-6709-1411	60	12	12	12		24	
48	グローバルキッズ東池袋園	(株)グローバルキッズ	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	南池袋	2-45-3 としまエコ ミュージアム2階	03-3983-2557	60	6	10	11	11		22
49	同援さくら保育園	(社福) 恩賜財団 東京都同胞援護会	6週 経過児		22時 15分	定員 なし	南池袋	3-7-8	03-5957-7510	110	12	18	20	20		40
50	ミアヘルサ保育園 ひびき池袋	ミアヘルサ (株)	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	南池袋	3-10-6	03-5924-6525	60	6	10	11	11		22
51	ピオーネ雑司が谷保育園	(社福) 桃山福祉会	8週 経過児		19時 15分	15名	南池袋	4-7-8	03-3980-1161	45	6	7	8	8		16
52	グローバルキッズ池袋駅前 保育園 ※R7.3.31 閉園予定	(株) グローバルキッズ	-		19時 15分	定員 なし	西池袋	1-17-1 東京都豊島 合同庁舎1階	03-6903-1585	20	10	10				
53	ベネッセ 目白保育園	(株) ベネッセスタイルケア	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	西池袋	2-6-20	03-5956-1640	60	6	10	11	11		22
54	グローバルキッズ西池袋園	(株) グローバルキッズ	8週 経過児		20時 15分	18名	西池袋	2-19-5 ラクレージュ目白	03-5956-0660	120	6	20	22	24		48
55	西池袋そらいろ保育園	(社福) みつばち会	6週 経過児		20時 15分	25名	西池袋	2-25-20	03-3988-4210	105	9	18	18	20		40
56	いけぶくろこころ保育園	(社福) こころ福祉会	6週 経過児		19時 15分	定員 なし	池袋	1-13-18 音ノ葉イマス池袋 ビル3階	03-5904-9471	62	6	12	12	12		20
57	明日葉保育園池袋園	(株) あしたばマインド	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	池袋	3-58-15	03-3986-4006	100	8	18	18	18		38
58	わくわく保育園	(社福) 泉湧く家	-		20時 15分	定員 なし	池袋	4-10-2	03-6912-7091	30	5	5	7		13	
59	グローバルキッズ北池袋園	(株) グローバルキッズ	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	池袋本町	1-26-5	03-3982-1188	70	6	11	12	12		29
60	太陽の子 池袋本町保育園	HITOWA キッズライフ(株)	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	池袋本町	1-31-2	03-5960-7600	20	3	7	7	3		
61	みのり保育園	(社福) みのり愛の会	8週 経過児		19時 15分	20名	池袋本町	3-29-9	03-3983-2396	50	6	8	8	10		18
62	アスク池袋本町保育園	(株) 日本保育サービス	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	池袋本町	3-34-17	03-5956-2311	60	6	10	11	11		22
63	めぐみ保育園	(社福) みのり愛の会	6週 経過児		20時 15分	20名	池袋本町	4-1-14	03-5944-9791	98	12	13	17	18		38
64	雑司が谷保育園	(社福) 桜ヶ丘	8週 経過児		19時 15分	20名	雑司が谷	1-22-5	03-5954-4770	98	10	17	17	18		36
65	雑司が谷すまっぴ保育園	(株) 俊英館	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	雑司が谷	2-25-8	03-5843-3970	60	6	10	11	11		22
66	グローバルキッズ雑司が谷園	(株) グローバルキッズ	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	雑司が谷	3-8-5	03-5951-0088	75	6	12	12	15		30
67	ベネッセ 雑司が谷保育園	(株) ベネッセスタイルケア	-	19時 15分	定員 なし	雑司が谷	3-9-14 1・2階	03-5396-7331	50	10	10	10		20		
68	ミアヘルサ保育園ひびき高田	ミアヘルサ(株)	-	19時 15分	定員 なし	高田	1-11-16	03-5843-3722	52	12	13	13		14		
69	目白ちとせ保育園	(社福) ちとせ交友会	8週 経過児	19時 15分	15名	高田	3-36-11	03-6907-1680	50	6	8	9	9		18	
70	目白ひかり保育園	(社福) 敬愛健伸会	6週 経過児	19時 15分	10名	目白	2-21-29	03-3983-1188	60	6	10	11	11		22	

2-3.認可保育所 民設民営（私立）

	保育園名	運営法人	0歳児 保育	基本保育 時間	18時15分以降 の延長保育		所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
					19時 15分	定員 なし										
71	グローバルキッズ椎名町園	(株)グローバルキッズ	8週 経過児	7時15分 ～ 18時15分	19時 15分	定員 なし	目白	5-18-23	03-6908-2391	60	6	10	11	11	22	
72	おはよう保育園 椎名町	(株)おはようキッズ	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	南長崎	2-3-7	03-6908-0723	60	6	10	11	11	22	
73	椎名町ひまわり保育園	(社福) 育和会	6週 経過児		19時 15分	定員 なし	南長崎	3-35-8	03-3951-4009	60	6	10	11	11	22	
74	にじいろ保育園落合南長崎	ライクキッズ (株)	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	南長崎	4-18-4	03-6908-0667	73	6	10	12	15	30	
75	グローバルキッズ東長崎園	(株)グローバルキッズ	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	南長崎	4-44-4	03-5983-0707	70	7	10	12	13	28	
76	まなびの森保育園東長崎	(株)こどもの森	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	南長崎	5-20-17	03-3950-1121	70	6	10	12	14	28	
77	Nicot東長崎	(株)ポピンスエデュケア	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	南長崎	5-33-7 3階	03-6908-2135	50	6	8	9	9	18	
78	椎名町ちとせ保育園	(社福)ちとせ交友会	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	長崎	1-1-14	03-6905-8670	60	9	10	10	10	21	
79	ミアヘルサ保育園 ゆらりん椎名町	ミアヘルサ(株)	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	長崎	1-10-8 ネクストワン 椎名町1階	03-6909-3577	60	6	10	11	11	22	
80	アスク長崎一丁目保育園	(株)日本保育サービス	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	長崎	1-19-14	03-5917-4850	60	6	10	11	11	22	
81	愛の家保育園	(社福)愛の家	4ヶ月 経過児		19時 15分	20名	長崎	4-11-3	03-3957-2801	49	4	9	8	8	20	
82	長崎森のなかま保育園	シンリツ (株)	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	長崎	5-7-2 2・3階	03-5926-6843	49	3	8	8	10	20	
83	にじいろ保育園千早	ライクキッズ (株)	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	千早	1-6-7	03-5926-6341	60	6	10	11	11	22	
84	しいの実保育園	(社福)育和会	6週 経過児		22時 15分	45名	千早	1-31-5	03-3554-4103	110	12	18	20	20	40	
85	千早子どもの家保育園	(社福)千早子どもの家	6週 経過児		19時 15分	20名	千早	3-37-14	03-3955-7028	60	9	10	12	12	17	
86	グローバルキッズ千早園	(株)グローバルキッズ	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	千早	3-45-11	03-5926-6506	30	6	12	12	/		
87	ういず千川保育園	(株)WITH	-		19時 15分	定員 なし	千早	3-40-1	03-5926-8390	70	/		13	14	16	27
88	AIAI NURSERY 要町	AIAI Child Care (株)	3ヶ月 経過児		19時 15分	定員 なし	要町	1-8-11 2階	03-5926-9001	70	6	12	13	13	26	
89	太陽の子 要町保育園	HITOWA キッズライフ(株)	8週 経過児		20時 15分	定員 なし	要町	1-9-1 彌栄ビル1 3階	03-6909-5433	56	6	10	10	10	20	
90	キッズガーデン要町	(株)Kids Smile Project	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	要町	1-25-7	03-5948-3991	73	6	10	12	15	30	
91	アスクかなめ町保育園	(株)日本保育サービス	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	要町	3-22-10 星野館ビル 1階	03-5986-8021	30	6	12	12	/		
92	せんかわみんなの家	(社福)つばさ福祉会	8週 経過児		20時 15分	30名	要町	3-54-8	03-3530-5735	110	12	18	20	20	40	
93	S A K U R A 保育園千川	(社福)慈光明德会	8週 経過児		19時 15分	定員 なし	千川	2-30-2	03-5926-7403	66	6	12	12	12	24	
民設民営 計									4,990	452	867	933	918	1,820		

3.地域型保育事業

	保育園名	運営法人	0歳児 保育	基本保育時間		延長 保育時間	所在地		電話	定員	0 歳	1 歳	2 歳	土曜 保育	給食
小規模 保育事業 A型	1	このえ駒込小規模保育園	(株) なないろ	8週 経過児	7時15分 ～ 18時15分	19時 15分	駒込	3-3-16 ツルバネ駒込1階	03-5972-4990	11	11			有	
	2	ドリームキッズ すがも保育園	(株) DK	8週 経過児			巣鴨	3-22-11 ハリアリ行巣鴨1階	03-5980-7651	12	12				
	3	おうち保育園すがも	(特非) フローレンス	8週 経過児			巣鴨	5-23-8 ツバネ行 1階	03-5972-1224	12	12				
	4	おうち保育園おつか ※R7.3.31閉園予定	(特非) フローレンス	8週 経過児			南大塚	3-32-1 大塚S&Stビル 1階 101号	03-6912-9960	12	12				
	5	南大塚早樹保育園	(株)日本 チャイルド サポート	8週 経過児			南大塚	3-41-10 上の台ビル1階 1階	03-5927-9006	16	16				
	6	ドリームキッズ かみいけ保育園	(有) COCO	8週 経過児			上池袋	2-9-8 野本ビル1階	03-6903-4674	12	12		無		
	7	東池袋早樹保育園	(株)日本 チャイルド サポート	8週 経過児			東池袋	2-13-7 東急ビル・大塚 大塚台1階	03-6907-3547	12	12		有		
	8	ドリームキッズ にし池袋保育園	(有) COCO	8週 経過児			西池袋	5-17-11 ルート西池袋ビル1階	03-6907-3998	19	19		無		
	9	やまのみ池袋保育園	(社福) 優和会	4ヶ月 経過児			西池袋	5-26-16	03-6905-8730	19	19				
	10	イルカ保育園 ※R7年度移転予定	聖華 (株)	8週 経過児			池袋	2-15-2 武蔵屋第二ビル 1階	03-5391-3818	12	12		有		
	11	ソーナ目白	(社福) フィロス	8週 経過児			目白	5-25-6 ソウナビル1階	03-3565-6270	15	15				
	12	森のなかま保育園 東長崎ルーム	シンリツ (株)	8週 経過児			南長崎	4-24-4	03-5988-4503	18	18				
事業B型 小規模 保育	13	目白らるスマート保育所	(株)日本 デイクア センター	4ヶ月 経過児	7時15分 ～ 18時15分	19時 15分	高田	3-20-1 斉藤ビル1階	03-6907-1791	12	12		有	有	
小規模 保育事業 C型	14	北大塚すくすくルーム	新井雅喜・ 力石順子・ 宮城英恵・ 武藤久美子	6週 経過児	8時00分 ～ 18時00分	10H	-	北大塚	3-18-19	03-3910-8533	9	9		無	
	15	子ごころ園 西池袋	NCMA (株)	6週 経過児	7時30分 ～ 18時30分	11H	19時 00分	西池袋	※確認中	※確認中	6	6		有	有
	16	長崎すくすくナーサリー	長崎すくすく ナーサリー 合同会社	4ヶ月 経過児	8時30分 ～ 18時00分	9.5H	-	長崎	5-9-15 ハルカビル長崎 105号	03-3974-3335	9	9		無	
家庭的 保育事業	17	高田チャイルドルーム	高田チャイルド ルーム(株)	4ヶ月 経過児	8時00分 ～ 18時00分	10H	-	高田	3-7-13 1階	03-6903-1546	5	5		無	有
	18	要町ひよこ保育室	(株)要町 ひよこ保育室	6週 経過児			千早	1-22-8-102号	03-5926-4036	3	3				
地域型保育事業 計										214	214				

- 地域型保育事業の定員は、在籍児童数等により変更する場合があります。
- 地域型保育事業では、基本保育時間が11時間と11時間未満の施設があります。(P14参照) 申込みの際はご注意ください。
- 小規模保育事業は、A型・B型・C型があります。詳細はホームページにてご確認ください。

▶ 豊島区ホームページ > 子育て・教育・若者 > 保育 > 地域型保育事業

4. 居宅訪問型保育事業

	園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	延長保育時間	所在地	電話	土曜保育	給食
1	障害児訪問保育アニー	(特非) フローレンス	1歳経過児	8時～18時のうち 最長8時間	-	利用者自宅	03-6811-0907	無	保護者が用意
2	ポピンズナニーサービス (待機児童対策事業)	(株)ポピンズ ファミリーケア	6週経過児	7時15分～ 18時15分	20時15分	利用者自宅	03-3447-2292	有	保護者が用意
3	つなぐん (待機児童対策事業)	サンフラワー・A (株)	6週経過児			利用者自宅	03-5914-1531	有	保護者が用意
4	ル・アンジェ訪問保育サービス (待機児童対策事業)	ル・アンジェ (株)	6週経過児			利用者自宅	03-5784-0447	有	保護者が用意

5. 待機児童対策施設

保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	延長保育(定員等)	所在地		電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	土曜保育	給食
千早さくらそう保育園 (豊島区臨時保育所)	(社福) 豊島区 社会福祉事業団	-	7時15分～ 18時15分	19時15分 (20名)	千早	1-12-7	03-3972-2701	21	/	10	6	5	/	/	有	有

6. 認定こども園 ※保育を必要とする場合

園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	教育時間	所在地		電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
要町幼稚園	(宗)日本基督教団 要町教会	-	8時00分～ 19時00分	9時00分～ 14時00分	要町	1-43-15	03-3957-6450	10	/	/	/	3	3	4



お問い合わせ先一覧



相談内容	相談先	電話番号
認可保育園入園・転園、区立・公設民営 保育園延長保育の利用申込みについて	保育課 入園グループ	03-3981-2140
区立幼稚園入園申込み手続きについて	保育課 幼稚園グループ	03-4566-2481
私立幼稚園、認定こども園(幼稚園枠) 利用について	各施設へお問い合わせください	
認証保育所の保育料補助について	保育課 私立保育所グループ	03-3981-1823
訪問型病児保育利用料助成制度 について		
病児・病後児保育について		
短期特例保育について	保育課 入園グループ	03-3981-2140
一時保育の利用登録、利用について	一時保育実施施設へお問い合わせください	
休日保育の利用登録、利用について	休日保育実施施設へお問い合わせください	
ファミリー・サポート・センター事業について	豊島区ファミリー・サポート・センター事務局	03-3981-2146
区立保育園舎の改修工事について	保育課 公立施設管理グループ	03-3981-2028
保育所等における不適切な保育の相談窓口	保育課 巡回支援グループ	03-4566-2498

令和5年10月1日現在の情報をもとに、作成しております。

今後、内容が一部変更になる場合があります。予め、ご了承ください。